平成25年度

青森県公社等点検評価委員会 点 検 評 価 結 果 等 報 告 書

平成25年12月

青森県公社等点検評価委員会

目 次

1 章 2 章	Ī	点検 点検		に当	当た	って	この	総	論的	事	項	•	•	•	•		•								•	•	•	•	•	•	1
·		点検	=ਜ਼ /ਤਾ																												
·		点検	=क <i>1</i> म																												
L			計恤	結身	₽.																										
	公	益財	団法	人 2	2 1	あお	3 6	Ŋį	産業	纟総	合	支	援	セ	ン	タ・	_	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		5
2	公	益社	団法	人ま	あお	もり	農	林	業支	え援	セ	ン	タ	_	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		9
3	青	森県	土地	開多	~	社•	•	•		•	•		•	•	•		•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	1	3
1	公	益財	団法	人青	青森	県建	き設	技征	術セ	ニン	タ	_	•	•	•		•	•				•	•		•		•	•	•	1	7
5	青	森県	道路	公社	<u>+</u> •		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•			•				•	•	•	•	1	9
5	公	益財	団法	人青	青森	県フ	ノエ	IJ,	一埠	厚頭	[公	社	•	•	•		•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	2	3
7	公	益社	団法	人青	青森	県観	見光	連	盟•	•	•		•		•	•			•			•	•			•	•			2	5
3	公	益財	団法	人も	ر ر	小川	原	地地	域 •	産	業	振	興	財	寸	•			•			•				•				2	9
)	_	般社	団法	人青	青森	県畜	產	協:	会•	•	•		•		•	•						•	•			•		•		3	1
)	公	益社	団法	人青	青森	県栽	战培	漁	業振	興	協	会	•		•	•			•			•	•			•	•			3	5
L	株	式会	社建	築信	主宅	セン	/ タ	_		•	•		•		•	•			•			•	•			•	•			3	9
2	む	つ小	川原	石油	由備	蓄棋	夫式	会	社•	•			•	•			•						•		•		•	•	•	4	3
3	公	益財	団法	人青	青森	県暴	人	追	放児	民	さ:セ	ン	タ		•	•			•			•	•			•	•			4	7
多考	;)	「平	成 2	5 £	丰度	青和	集県	公	社等	等 縚	E 営	評	征	iシ		٠,	.]	点	〔検	紅	果	: '			•		•	•	•	4	9
3 章	Ė	あと	がき								•		•		•	•			•			•				•				6	4
多考	;)	これ	まで	の点	点検	評価	話結	果-	一覧	<u>i</u> (平	成	22	年	三度	<u> </u>	~ 각	乙戌	ই 2	4 4	年月	变)								6	6
€名	箈						•																							6	Q
	一件	• •	• •	•																										O	O
) 2 3 多章 考)) 公株 む公 さく さく な 式 つ 益 「 あ さ	公益社団法公益社団法2 むつ小川団 成3 公益 「平成 23 章 あとが ま3 章 あこれまで	 公益社団法人情報 株式会社建築信息 むつ小川原石消 公益財団法人情報 参考)「平成25年 3章 あとがき・ 参考)これまでの点 	かから 公益社団法人青森 株式会社建築住宅 2 むつ小川原石油備 3 公益財団法人青森 参考)「平成25年度 3章 あとがき・・・ 参考)これまでの点検	 公益社団法人青森県未株式会社建築住宅セン なつ小川原石油備蓄格 公益財団法人青森県易 (***) 「平成25年度青系 (***) 「本は25年度青系 (***) これまでの点検評価 	 公益社団法人青森県栽培 株式会社建築住宅センタ むつ小川原石油備蓄株式 公益財団法人青森県暴力 参考)「平成25年度青森県 3章 あとがき・・・・・ 参考)これまでの点検評価結 	 公益社団法人青森県栽培漁業株式会社建築住宅センター むつ小川原石油備蓄株式会 公益財団法人青森県暴力追送考)「平成25年度青森県公 おき・・・・・・ おきがき・・・・・・ おき、これまでの点検評価結果・ 	 公益社団法人青森県栽培漁業協株式会社建築住宅センター・・ むつ小川原石油備蓄株式会社・ 公益財団法人青森県暴力追放場 (***) 「平成25年度青森県公社等 (***) 「本は25年度青森県公社等 (***) 「本は25年度青森県公社等 (***) これまでの点検評価結果一覧 	公益社団法人青森県栽培漁業振興株式会社建築住宅センター・・・2 むつ小川原石油備蓄株式会社・・3 公益財団法人青森県暴力追放県民会考)「平成25年度青森県公社等総会するとがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 公益社団法人青森県栽培漁業振興協株式会社建築住宅センター・・・ むつ小川原石油備蓄株式会社・・・ 公益財団法人青森県暴力追放県民セ会考)「平成25年度青森県公社等経営 おき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会株式会社建築住宅センター・・・・2 むつ小川原石油備蓄株式会社・・・・3 公益財団法人青森県暴力追放県民セン会考)「平成25年度青森県公社等経営評3章 あとがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・株式会社建築住宅センター・・・・・2 むつ小川原石油備蓄株式会社・・・・・3 公益財団法人青森県暴力追放県民センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・株式会社建築住宅センター・・・・・ むつ小川原石油備蓄株式会社・・・・・ 公益財団法人青森県暴力追放県民センター (考)「平成25年度青森県公社等経営評価シー (本考) 「本成25年度青森県公社等経営評価シー (本考) これまでの点検評価結果一覧(平成22年 	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・・株式会社建築住宅センター・・・・・・ むつ小川原石油備蓄株式会社・・・・・・ 公益財団法人青森県暴力追放県民センター・ 送考) 「平成25年度青森県公社等経営評価シー おとがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・・ 株式会社建築住宅センター・・・・・・・ 2 むつ小川原石油備蓄株式会社・・・・・・・ 3 公益財団法人青森県暴力追放県民センター・・ 参考)「平成25年度青森県公社等経営評価シート 3章 あとがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・・・ 株式会社建築住宅センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・・・・ 株式会社建築住宅センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・・・・・ 株式会社建築住宅センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・・・・・ 株式会社建築住宅センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその 時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになってきた。

さらには、新公益法人制度に基づく法人形態への移行が完了したところであり、今後、新たな 組織として新制度へ適切に対応していくことが求められている。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより、県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果を上げ、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等としていかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の 方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の 後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含む組織や業務の見直し、さらには今後の県としての関わり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、その改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象13公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、 以下の視点を設定した。

(1) 青森県行財政改革大綱に掲げる「公社等の見直し」の方針

(平成20年12月策定の青森県行財政改革大綱より抜粋)

第2 行財政改革の取組方策

- I 公共サービス改革
 - 3 公社等の見直し
 - (1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、公社等の設立目的・役

割及び県の関与のあり方について改めて見直し、業務内容等の必要性・将来性について検討の上、公社等の統廃合等に積極的に取り組みます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していく ため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

ア 経営の健全化

事業の見直し、徹底したコスト削減等を継続して実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営をめざします。

イ 人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については順次引き揚げることとし、また、職員数及び給与について、経営状況を踏まえた適切な水準となるよう必要な見直しを行います。

- (2) これまでの点検評価委員会の提言事項
- (3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項
- (4) 新公益法人制度に基づく適切な対応

4 点検評価結果

例年と同様、所管課を通じて提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに書類審査を行い、各公社等が抱える課題等を整理するとともに、書類審査により明らかとなった課題や過去の提言への対応状況について公社等及び県所管課へのヒアリングを実施して点検評価を行い、その結果は、公社等が今後取り組むべき課題として「第2章 点検評価結果」に記載した。

また、参考として、公社等経営評価シートのうち、各公社等に共通する「マネジメント」及び 「財務」に係る各評価項目について、公社等の自己評価及び県所管課評価と併せ委員会の点検結 果を、「第2章 点検評価結果」末尾に記載している。

なお、各公社等が今後取り組むべき課題は、次表のとおりである。

〇今後取り組むべき課題一覧

- 1 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター
 - (1) 未収債権の回収等
 - (2)経営の健全化に向けた中期経営計画の見直し
 - (3) オーダーメイド型貸工場事業に関する県民への情報提供等
- 2 公益社団法人あおもり農林業支援センター
 - (1) 農地保有合理化事業の滞納賃借料等及び長期保有農地の発生防止・解消
- 3 青森県土地開発公社
 - (1) 経費削減の継続及び新たな委託方式の効果の検証
 - (2) 青森中核工業団地造成事業の分譲促進及び取扱いの明確化

4 公益財団法人青森県建設技術センター (1) 公益性(収支相償等) と経営基盤強化のバランスの確保 (2) 中長期的視点での組織体制の充実・強化(人材育成等) 5 青森県道路公社 (1)長期債務の確実な解消 (2) 道路の安全性及び利便性の維持・確保 6 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 (1) 公益財団法人移行後の経営安定化の取組の推進 (2) フェリーの利用促進及び施設の効率性・利便性の向上 7 公益社団法人青森県観光連盟 (1)経営基盤強化に向けた取組の推進 (2) 観光振興業務における県との役割分担と経営の自立化 8 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団 (1) プロジェクト支援事業採択における客観性・透明性の確保 (2)経営環境の変化を踏まえた対応 9 一般社団法人青森県畜産協会 (1) 一層の経営改革と公益認定に向けた取組 (2) 内部統制の充実・強化 10 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会 (1)経営基盤強化に向けた取組の推進 (2) 資産の運用リスク管理の徹底 (3) 次世代の人材育成・技術継承 11 株式会社建築住宅センター (1)経営基盤強化に向けた取組の推進 (2) 完全民営化に向けた検討 12 むつ小川原石油備蓄株式会社 (1)継続的な地元雇用及び地元調達の拡大 (2) 県出資割合の検証 13 公益財団法人青森県暴力追放県民センター (1) 賛助会員の加入促進 (2) 資産運用方針等の明確化

第2章 点検評価結果

No. 1 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

(平成25年9月19日現在)

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 吉﨑 秀	:夫	県所管部調	県名 商	工労働部地場	或産業課		
設立年月日	昭和44年5月26	日	基本財産	54	9,756 千円			
主な出資者等	氏名	名称			金額	出資等比率		
の構成	青森県			39	00,000 千円	70.9%		
(出資等比率順位順)	(株)みちのく銀行	Ť		3	84,010 千円	6.2%		
	(株)青森銀行			3	33,690 千円	6.1%		
	青森市			3	80,245 千円	5.5%		
	(株)東北電力			1	1,710 千円	2.1%		
	黒石市				7,220 千円	1.3%		
	藤崎町				5,090 千円	0.9%		
	青い森信用金庫	青い森信用金庫				0.7%		
	田舎館村				2,445 千円	0.4%		
	(株)みずほ銀行				2,070 千円	0.4%		
組織構成					11			
	区分	人数	うち	常勤		備考		
	理事	1 0	名	1名	県OB14	为		
	監事	2	名	0名				
	職員	8 7	名	24名	県派遣1:	3名		
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援							
経営状況	経常収益	1,607	7,488 千円	(その	の他参考)			
(平成 24 年度)	経常費用	圣常費用 1,724,552 千円				185, 65	58 千円	
	当期経常増減額	7,064 千円	県から	の受託事業収入	入 253, 282 千円			
	当期一般正味財産増減	額 △100), 169 千円	県の担	員失補償	579, 63	84 千円	

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

なお、当法人は、平成24年4月から公益財団法人に移行した。

当法人は、中小企業支援に係る県の施策の実施団体として国・県等からの補助事業や受託事業等を多岐にわたり実施しており、さらには東日本大震災により被害を受けた中小企業の事業再生支援を実施するなど、本県における産業の中核的支援機関として、非常に重要な役割を担っている。

また、本県中小企業を取り巻く厳しい経済情勢を反映し、当法人が実施する設備・機械類貸与事業の未収債権について適切に対応することが求められているほか、当法人が実施するオーダーメイド型貸工場事業を巡る動向が県民から注視されている。

なお、当法人の理事長は非常勤であること等から、当委員会から、理事長の常勤化とトップマネジメントの強化について提言を受けてきていたが、平成25年9月19日の理事会において、常勤の前専務理事が新たな理事長に選定され、理事長が常勤化されたところである。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 未収債権の回収等

ア 法人の対応

未収債権については、定期的な訪問や電話連絡等による状況把握とともに、定期的に「未収 残高のお知らせ」及び催促書等を送付し、その回収に努めている。

平成24年度に未収債権償却基準に合致した20件(16企業)の未収債権額約1億9千万円を貸し倒れとして処理したほか、定期的な計画返済及び返済の増額等により、前年度に比べ滞留債権は減少している。

なお、設備・機械類貸与事業は、国の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づくものであり、全国的に制度の活用が減少傾向にあることから、平成26年度で終了することが決定しているが、同事業の債権管理は基本的に最長で事業終了後7年間行われることになっている。

【参考:滞留債権の状況】

(単位:千円)

	=	
区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
設備貸与事業	289, 368	222, 561
機械類貸与事業	154, 408	82, 275
合 計	447, 776	304, 836

※3カ月以上遅延している債権

イ 委員会の意見等

企業からの返済の増額及び適正な債権管理により滞留債権を減少させた結果は評価できるものであり、今後も金融機関等と同等の厳しい姿勢で可能な限り回収する努力を継続していただきたい。

また、設備・機械類貸与事業終了後においても、貸付先に対する適正な債権管理に努め、未 収債権発生の未然防止に努めていただきたい。

(2)経営の健全化に向けた中期経営計画の見直し

ア 法人の対応

平成24年度正味財産増減計算書における経常増減額が中期経営計画と差異が生じているが、主な理由としては、オーダーメイド型貸工場促進事業において、計画策定時に想定していた受取リース料がその後見直しになったことによるものであり、平成43年3月までの賃貸借期間において受取リース料等を回収することにより経常増減額が黒字化され、累積欠損も解消される見込みである。

<u> </u>	(工物) 八种切迹	/ I H I H 2	(中匹: 111)
当初		改定後	
区分	月額賃料	区分	月額賃料
平成 23 年 12 月分		平成 23 年 12 月分	
~平成 24 年 3 月分	2,667	~平成 24 年 3 月分	2, 667
平成24年4月分		平成24年4月分	
~平成 25 年 3 月分	7, 534	~平成 25 年 3 月分	7, 534
平成 25 年 4 月分		平成 25 年 4 月分	
~平成 26 年 3 月分	10,000	~平成 25 年 7 月分	10,000
		平成 25 年 8 月分~	
平成26年4月分		平成26年7月分	3, 000
~平成 43 年 3 月分	11,720	平成 26 年 8 月分~	
		平成27年7月分	5, 000
		平成 27 年 8 月分~	
		平成 28 年 7 月分	7,000
		平成 28 年 8 月分~	
		平成43年3月分	13, 016
総額	2, 611, 956	総額	2, 611, 956

イ 委員会の意見等

当法人の平成25年3月31日現在の貸借対照表における一般正味財産の累積赤字は、約4億2千万円であり、事業別ではオーダーメイド型貸工場促進事業が約12億6千万円の累積赤字となっているなど、中期経営計画との乖離が大きい状況となっている。

累積赤字の解消には、オーダーメイド型貸工場促進事業における長期間の対応が必要であり、 現在の中期経営計画においては今回のリース料減額による影響が考慮されていないこと、また、 産業総合支援事業においても実施事業の変更があったこと等を踏まえ、経営の健全化に向けて 中期経営計画の見直しを検討すべきと考える。

(3) オーダーメイド型貸工場事業に関する県民への情報提供等

ア 法人の対応

オーダーメイド型貸工場については、貸工場活用企業の経営状況及び生産状況等について、 点検評価、情報の共有等を行う経営状況等点検会議を原則として四半期に1回開催しており、 状況を把握した上で、必要な助言を行っている。当法人としては、リース料を着実に徴収し、 県からの借入金を計画的に返済することが重要であることから、県と連携し、経営状況等点検 会議を通じて、貸工場活用企業の経営安定化が図られるよう最大限の努力をしていく。

また、当法人は事業報告書でオーダーメイド型貸工場事業の状況を報告するとともに、県では必要に応じて適時適切に可能な範囲で県議会に報告するなどしており、今後とも県と連携し、適切に対応していく。

イ 委員会の意見等

オーダーメイド型貸工場事業に係る当法人に対する県の貸付金の返済については、貸工場活用企業のリース料収入が原資となっており、リース料を改定したことにより、県民に対し、貸工場活用企業の経営基盤の安定性や当法人の経営に及ぼす影響、更には県費負担の発生等の不安を与えることのないよう、中長期的視点も踏まえた情報提供が必要である。

貸工場活用企業の具体的な経営状況等の情報提供に制約があることは理解するものの、県と 当法人は、貸工場活用企業の経営状況等のチェックを適切に行いながら、県議会への報告に加 え、県民の理解が得られるよう、より丁寧な説明と適時・適切な情報提供を行っていただきた い。

No.2 公益社団法人あおもり農林業支援センター

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 27 日現在)

代表者職氏名	理事長 鳴海	勇蔵	県所4	管部課	名	農林水産部構			
設立年月日	平成 23 年 10 月	26 日	資本会	金・基本	金等	1,840 千円			
主な出資者等の構成	氏。	名・名称				金額	出資等比率		
(出資等比率順位順)	青森県	青森県				1,000 千円	54.3%		
	市町村 (30)					680 千円	37.0%		
	農林業関係団体				160 千円	8.7%			
 組 織 構 成									
	区分	人数	ζ	うち	常勤		備考		
	理事	9	9名		1名	県OB1名			
	監事	6	2名		0 名	1			
	職員	2 2	2名		12名	県派遣6名	名、県OB1名		
業務内容	農地保有合理 事業、林業労働					請事業、青年	農業者等育成	センター	
経営状況	経常収益	95	9, 765	千円	(7	一の他参考)			
(平成 24 年度)	経常費用	1,126,630 千円			県カ	いらの補助金	498, 6	81 千円	
	当期経常増減額	$\triangle 16$	6, 865	千円	県か	らの受託事業収	入 1,9	28 千円	
	当期経常外増減	増減額 335,752 千円				県の損失補償 48			
	当期一般正味財産増	減額 16	58, 887	'千円					

2 沿革

青い森農林振興公社が実施する分収造林事業は、採算性の悪化により、将来的に多額の償還財源不足が見込まれることから、県では、平成22年12月に、分収造林事業の県への移管を決定した。しかし、分収造林事業に係る債務処理を進めると、財産の処分や借入が制限され、農地保有合理化事業等の実施に支障を来すことから、平成23年10月に、分収造林事業以外の事業を移管・運営する法人として、一般社団法人あおもり農林業支援センターが新たに設立された。

平成24年4月1日には、青い森農林振興公社から分収造林事業以外の事業を引き継ぎ、「農地の利用調整と集積」、「農林業の担い手の育成・確保」、「畜産の基盤整備」の3つを柱に運営を開始するとともに、公益社団法人へ移行した。

青い森農林振興公社から引き継いだ事業のうち、農地保有合理化事業は、農業経営の規模拡大や 農地の集団化等を促進するために、規模縮小農家から農地を買入れ又は借入れて、担い手農家に売 渡し又は貸付ける事業であるが、近年の農産物価格の低迷等により担い手農家が規模拡大に慎重に なっており、事業量が年々減少している状況にある。このような状況の中で、当法人の経営健全化 を図るためには、滞納賃借料等及び長期保有農地の発生防止・解消が大きな課題となっている。

なお、国では、平成26年度に「(仮称)農地中間管理機構」の創設を検討しており、同機構は 農地集積・耕作放棄地解消の推進を図ることを目的とし、これまでの農地保有合理化事業の拡充・ 強化となる業務を行うことが想定されていることから、当法人が実施している農地保有合理化事業 への影響等も考えられ、国・県等の動向を注視していく必要がある。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 農地保有合理化事業の滞納賃借料等及び長期保有農地の発生防止・解消

ア 法人の対応

(7) 新規発生防止・解消に向けた対策

下記の対策を講じ、滞納賃借料等及び長期保有農地の発生防止・解消に努めた結果、滞納額等を減少してきたところである。

- a 新規発生防止に向けた対策
 - ① 事業採択時、内部審査会において買受者、借受者の経営状況などを事前審査
 - ② 一時貸付事業や賃借料一括前払事業において、事業枠の設定や保証金・保証人制度の 創設によるリスク回避
- b 解消に向けた対策
 - ① 現地駐在員を2名設置し、職員との巡回による督促
 - ② 返済条件を緩和する分割返済計画に基づく分割返済の推進
 - ③ 法的措置の実施による債権回収

【参考:滞納賃借料等の回収状況の比較】

(単位:万円)

区 分	滞納貨	香借料	長期保有農地					
年 度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 21 年度	平成 24 年度				
期首	16, 458	11,731	20, 304	9, 210				
解 消	2, 666	1, 367	6,624	3, 888				
新規発生	1, 320	221	611	1, 437				
損失処理	267	3, 701	_	_				
期 末	14, 845	6, 883	14, 291	6, 759				

(イ) 経営安定化に向けた取組

契約農家が経営破綻したことで徴収できなくなった賃借料や、売却できなくなった農地を 第三者に売り渡して生じた売買差損など、平成24年度時点で、回収困難と判断される未収 金が約2億円あったが、貸倒引当資産約5千万円、県からの補助金約1億5千万円などを活 用し、それら回収困難債権に係る借入金を償還したことで利息負担が軽減された。

また、平成25年度からは、一時貸付事業について、貸付期間をこれまでの5年タイプに加えて、リスクのより少ない3年タイプを創設したところであり、リスクの回避と事業量の拡大を図ることで、経営基盤安定化のため自主財源の充実・確保に努めている。

イ 委員会の意見等

当法人の滞納賃借料等及び長期保有農地は、様々な取組を実施したことにより着実に減少してきており、また、リスクを低減した一時貸付事業を創設したこと等の積極的な取組は、当法人の経営基盤の安定に資するものと認められ、その努力・取組を高く評価するものであり、引き続き、滞納賃借料等の新規発生の防止と一層のリスク低減に向けた取組を進めつつ、自主財源の充実・確保を図っていただきたい。

なお、国において農地集積・耕作放棄地解消のために「(仮称)農地中間管理機構」の創設を予定しており、当法人の唯一の自主財源となる農地保有合理化事業への影響も想定されることから、新たな制度が具体化していく過程において、当法人の経営への影響や課題等を分析・検討を行い、適切に準備・対応していくよう求めるものである。

No. 3 青森県土地開発公社

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 成田	昌規	県所管部課	名	県土整備部監理	課				
設立年月日	昭和 48 年 3 月	31 日	基本財産		10,000 千円					
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	青森県	氏名・名称			金額 10,000 千円	出資等比率 100.0%				
組織構成	区 分理 事	人 数 6名	うち常	·勤 2名		第 考 「路公社理事長併任 「路公社専務理事併任				
	監事	2名 19名		0名 6名	青森県道路公社監事併任 県OB2名					
業務内容	地方公共団	体に代わっ [*] る一団の土±	 て土地の先れ 他の造成を行	行取行 行う:	 					
経営状況 (平成 24 年度)	事業収益 事業利益 経常利益 当期利益	△ 41△ 31	7, 188 千円 , 474 千円 , 403 千円 , 819 千円	準備金合計360,3県からの補助金32,6			-			

2 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになり、本県においても、昭和45年2月に財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和47年10月、必要な土地の先買いに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和48年3月に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

当法人においては、近年の土地価格の下落や公共事業の削減に伴い、国や県からの受託業務量が減少傾向にあることから、運営費を賄うだけの必要な業務量を確保できていない状況にあり、その確保が公社経営の大きな課題となっていたが、県が、昨年度、これまでの用地取得体制を大幅に見直し、用地取得体制の効率化と当法人の経営安定化を図るため、当法人に委託する業務範囲を拡大し、委託費の算定を人件費見合いに変更するとともに、平成24年度から26年度までの3年間で、全地域県民局に当法人のプロパー職員を2名ずつ常駐させることとした。この新たな委託方式により、当法人の業務量の増加が見込まれることとなった。

また、当法人が県の「代行者」として行っている青森中核工業団地造成事業については、当該事業に係る金融機関からの借入金に対する県の債務保証期限が今年度末までとされており、それまでに分譲が完了しない場合には、残債につき県が代わりに金融機関に返済する必要がある。このため、分譲価格の引き下げなど様々な販売促進策を実施してきたものの、長引く景気低迷などの社会経済情勢の影響を受け、分譲地の販売不振が続いている。なお、同事業の共同事業主である独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)は、政令の規定により今年度末で用地分譲業務を終了する見込みであるが、平成26年度以降における同機構の持ち分の取扱いについて、現在、県と中小機構との間で協議している状況にある。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 経費削減の継続及び新たな委託方式の効果の検証

ア 法人及び県の対応

(7) 法人の対応

県が昨年度から一部導入を開始した新たな委託方式により、受託業務量の増加が図られ、完全実施される平成26年度以降は、収支均衡が図られる見込みである。

また、組織のスリム化等により、対前年比で10.4%の人件費削減を達成した。

(イ) 県の対応

昨年度から、三八・下北の2地域県民局において新たな委託方式を導入し、今年度から中南、 上北の2地域県民局でも導入したところである。当初は、平成26年度までに全地域県民局に 各2名ずつ配置する計画だったが、公社の用地業務担当職員の減少、各地域県民局間における 事業費の不均衡等を考慮し、西北地域県民局を除く5地域県民局に合計11名を配置する計画 に見直した。

昨年度の2地域県民局の公社の契約実績としては、用地補償費ベースで30%超であるが、豊富な用地業務経験や専門性を生かし、用地進捗率向上に貢献している。しかし、未だ導入段階であるため、委託した業務量が適正なものかどうかは、用地取得の進捗への寄与度等を含め、現時点で具体的・数量的に検証することは難しいが、駐在職員が担当している業務量は、委託料に見合うものであると考える。

用地取得業務は豊富な経験や高度で幅広い知識等を要するため、県の用地取得体制にとって、 用地職員の育成が最も重要な課題となっている。このため、委託に伴う県用地職員の削減数に ついては慎重に検討していく必要があり、新しい用地取得体制が軌道に乗るまでの間は6名~ 8名程度を削減することとしている。なお、県用地職員を8名削減した場合には、用地取得に 係る費用(県用地職員に係る経費と公社への委託料との総額)について、経費節減の効果が認 められる。

イ 委員会の意見等

人件費の前年度比10%削減等の経営努力が認められ、また、新たな委託方式の導入により、 県からの受託業務が一定量確保できる見通しであることからも、今後、当法人の収支は改善して いくものと期待できる。安定した経営を維持できるよう、引き続き、経費削減等に努めていただ きたい。

新たな委託方式については、**当法人に委託する業務量とそれに係る費用が、実際の業務量に見**合った適切なものか等を数値的に把握・検証し、随時、効果の最大化に向けた見直しを図っていく必要がある。

また、用地取得業務の専門集団としての役割を考えると、費用面でのメリットのみを重視すべきではないことについて理解するものの、県・当法人双方にとって経費節減などのメリットが認められるよう、両者の連携・協議を深め、一層の効率化に向けて取り組むよう求めたい。

(2) 青森中核工業団地造成事業の分譲促進及び取扱いの明確化

ア 県の対応

現在までの分譲状況は、全分譲用地約64.8~クタールのうち、賃貸制度の利用を含めた分譲用地の利用面積は27.4~クタールで、利用率は42.2%となっており、平成25年度末までに分譲を完了することは現実的に困難な状況にある。

当該事業の取り扱いについては、今後の分譲状況や企業立地を取り巻く経済環境等を検討したうえで、平成25年度末まで総合的に判断することとし、現在、中小機構と協議を行っているほか、公社との間でも、様々なケースを想定した検討を行っている。

イ 委員会の意見等

現在までの青森中核工業団地の分譲割合を見ると、平成25年度末までの完売は極めて困難な 状況にあるものの、期限までに少しでも多くの分譲を進めるため、最大限の努力をすべきである。 また、平成25年度末の金融機関からの借入金約18億円に対する県の債務保証期限が目前に 迫る中、借入金の肩代わりなど、新たな県財政への負担も懸念されていることから、県の負担の 最小化に向けて、中小機構等との協議の加速化に最大限の努力をするとともに、県民へ早期に対 応案を示し理解を得る必要がある。

No. 4 公益財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成25年6月20日現在)

代表者職氏名	理事長 星野	明	県所管	部課名	県土	整備部整備3	企画課		
設立年月日	昭和 51 年 4 月 1	1 日	基本則	 才産	3, 00	0 千円			
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称			金額 3,000 千円			出資等比率 100.0%		
組織構成	区 分 理 事 監 事 職 員	6	7名 2名 4名		うち常勤備 考2名 県OB1名0名52名 県OB8名				
業務内容	建設事業に関 事業等の維持管		,研究》	及び技術	所的支	援並びに県か	が管理する流域下か	道	
経営状況 (平成 24 年度)	経常収益 経常費用 当期経常増減額 当期一般正味財産増減額 一般正味財産合計額	常費用 1,357,876 千円 明経常増減額 58,100 千円 一般正味財産増減額 58,100 千円				(その他参考) 県からの受託事業収入 1,306,815 千 (うち下水道維持管理に係るもの 1,022,591 千			

2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び施工管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和51年4月に、当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と財団法人青森県下水道公社が統合し、平成18年4月からは県の指定管理者としての指定を受け、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の各処理施設の維持管理業務を実施している。

なお、当法人は、平成25年4月から公益財団法人に移行した。

公共事業の全体量の減少が続いている中にあって、営業活動の強化による収入の確保や人件費の見直しを含む経費削減の努力により、平成18年度以降毎年5千万円~1億円程度の黒字を計上している。

また、職員の年代別構成は、40歳以上が7割を超える状況にあり、若年職員への円滑な技術継承を図ることが課題となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する 必要があると考える。

(1) 公益性(収支相償等)と経営基盤強化のバランスの確保

ア 法人の対応

平成25年4月から公益財団法人へ移行し、これまで以上に公平性・透明性が求められており、 公益性を確保しつつ、顧客満足度を向上させるための品質及びサービスの改善等に努め、また、 月次毎の損益実績の確認の徹底等に取り組み、経営基盤の強化を図っている。

公益性の確保として挙げられる収支相償については、単年度での収支均衡まで求められるものではないことから、単年度の黒字を老朽化した本社社屋等の公益目的保有財産の取得・改良に充てるために積み立てし、中長期的に対応していくこととしている。また、遊休財産の保有については、寄付等の一切の収入がないため、公共事業の縮小等により収支が赤字になる場合に備え、今後も、保有制限額を下回る範囲で一定程度を維持していく必要がある。

イ 委員会の意見等

当法人の財務状況は、良好に推移していると認められる。今年度から公益財団法人となったため、収支相償や遊休財産の制限に十分に留意しつつ、公益性と経営基盤強化のバランスを図り、引き続き、経営の安定に取り組んでいただきたい。また、これまでの黒字により、現在、約14億円の一般正味財産を有しているが、今後の公共事業縮小等の事態も考慮し、その取り扱いについては慎重に対応していく必要があり、公益目的保有財産の取得に活用する場合においても、公益性の観点に照らし適切な資産取得の計画を検討・策定のうえ進めていただきたい。

(2) 中長期的視点での組織体制の充実・強化(人材育成等)

ア 法人の対応

職員の年代別構成は、40歳以上が7割を超え、毎年ベテラン職員が定年退職する状況にあることから、平成22年度に職員採用計画を策定し、平成23年度から職員を採用し所要の人員を確保しているほか、定年退職職員の再雇用を行い、技術の継承、技術力の維持を図っている。

また、人材育成等の観点から、資格取得を奨励するなど職員の資質向上を図り、加えて、自己 啓発意欲を高めることを目的に人事評価制度を見直したほか、職員提案制度を創設し、組織の活 性化及び職員の意識改革を図るよう努めている。

イ 委員会の意見等

今後、技能レベルの高い職員層の退職が続くことが見込まれるところであり、組織の硬直化や 技術力の低下を招くことのないよう、新規採用を含む組織の若返りと、技術の継承を円滑に進め るなど、中長期的な視点に立った組織体制の充実・強化に取り組んでいただきたい。

No.5 青森県道路公社

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 1 日現在)

一 							(中)及 20 年 0 万 1 日 列口
代表者職氏名	理事長 成田	昌規	県所管	部課名	県土	整備部道路	課
設立年月日	昭和 50 年 4 月	1 日	出資金	<u></u>	8, 23	5,500 千円	
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏» 青森県				全額 5,500 千円	出資等比率 100.0%	
組織構成	区分	Ť.	うち常			備考	
	理事	3名	ī		_	土地開発公社理事長併任県土地開発公社専務理事	
	監 事 2:		2名	名		青森県土地開	発公社監事併任
	職員	1 7	7名		9名	県OB2名	
業務内容	みちのく有料 有料駐車場の管		森空港有	有料道!	路、第	二みちのくフ	有料道路及び中央大村
経営状況 (平成 24 年度)	当期収益 (うち業務収入		., 907 千 8, 189 千	•		他参考))無利子借入	1,831,793 千円
(千成 24 年度)		8, 988 ↑	-円!	県の損労		10, 106, 231 千円	
	当期利益	2	2, 919 千	-円			
	※償還準備金繰入額 利益である。	は、道路事業	における	当期			

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和49年度から建設され、更に、むつ小川原開発の 進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対 して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処 するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、巨額の資金を投入して道路を短期間に整備する必要があったが、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和50年4月に設立され、みちのく有料道路(昭和55年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和61年供用開始)、青森空港有料道路(昭和62年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成4年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成18年3月31日に料金徴収期間が終了し、平成18年4月1日から無料開放されたため、現在は残る3つの有料道路及び青森中央大橋高架下に設置した中央大橋有料駐車場の管理運営等を行っている。

当法人が管理運営する有料道路は、3路線とも利用台数及び料金収入が建設当初の計画を大幅に下回り、建設費に係る長期債務の償還が計画どおり進んでおらず、当法人の経営の大きな課題となっていることから、当法人では、県が設置した青森県有料道路経営改革推進会議の「有料道路経営改革に関する提言」(平成22年1月)の内容を踏まえ、みちのく有料道路の料金徴収期間を19年延長するとともに、「利用者促進のための積極的な営業活動の展開」や「有料道路サービスの水準の維持」を最重点項目とする新たな中期経営プラン(計画期間:平成22年度~平成26年度)を策定し、5年間で約39億円の債務を削減することとしている。

また、当法人では、道路の維持管理に当たり、料金収入の不足により、維持・補修も最低限度にと どまっていたが、平成21年度以降、県の補助金を活用した大規模な維持・補修工事を実施したこと により、必要な対策は概ね実施されている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 長期債務の確実な解消

ア 法人の対応

(7) 長期債務の解消状況

各有料道路とも、前年度とほぼ同程度の収入(みちのく有料道路: △0.5%、青森空港道路: +4.6%、第二みちのく有料道路: △2.4%)となったが、なおプランを上回る料金収入を確保したこと、また、人件費・事務費等の一般管理費の削減、道路維持保全工事等の委託方法の見直し、長期借入金に係る利息の削減などの経営効率化を図ったこと等が要因となり、当法人全体では、中期経営プランで予定した約7億5千7百万円を大きく上回る約8億5千万円の債務削減を達成した。

(イ) 新たに実施した主な取組

今年度からカード式回数券のセット販売を開始し、有料道路の利便性及び利用率向上を図る 取組を実施した。なお、平成25年3月に上北道路が開通し、接続する第二みちのく有料道路 やみちのく有料道路への利用交通量の増加が期待されているところである。

イ 委員会の意見等

当法人は、これまでも、料金収入の確保や長期借入金に係る利息の削減、委託方法の見直しなどの様々な改革策を実施し、中期経営プランを上回る債務の削減を達成しており、その取組を高く評価するものである。

ただし、現在のペースで債務を返済していったとしても、青森空港有料道路と第二みちのく有料道路については、料金徴収期間(償還期間)内での債務返済は非常に困難な見通しであることから、様々な改革策を着実に実行し、更なる利用促進に努め、できるだけ多くの債務削減を達成することを望むものである。また、青森空港有料道路については、償還期間が間近に迫っていることを踏まえ、早期に県を含む関係機関等と検討・協議を行い、適切に対応することを望むものである。

(単位:千円)

【参考:平成24年度末現在の路線別債務残高の状況】

区分	みちのく 有料道路	青森空港 有料道路	第二みちのく 有料道路	合計
債務残高	6,757,793	2,035,754	3,143,277	11, 936, 824
償還期間	41年11月まで	29年7月まで	34年3月まで	_

(2) 道路の安全性及び利便性の維持・確保

ア 法人の対応

(7) 維持・補修工事の実施状況と今後の見通し

平成21年度から25年度までに県から18億円余の補助を受け、「青森県有料道路安全対策事業」により、舗装補修を含む維持補修対策のほか、橋梁耐震補強等を実施してきている。また、今年度は、安全性と今後の管理の合理化のために、みちのくトンネルの天井板撤去を実施することとしている。

また、みちのく有料道路においては、トンネル(4箇所)の老朽化対策が必要であることから、今年度から国の交付金を活用し県補助として対応できるよう県に要望を行っている。その他の有料道路においても、県から補助を受けられるものについてはこれを優先することとし、それ以外については中期経営プランの中に必要な維持補修費を計上し対応することとしている。

(イ) 安全性・利便性向上のための取組状況

みちのく有料道路は、大規模地震時の緊急輸送道路に指定されており、安全対策として、橋梁の倒壊等の防止のため、県補助金を活用し耐震補強対策を実施し、今年度で完了する見込みである。

通常の維持管理業務における対策として、パトロール、施設点検等による管理の徹底、破損 箇所等の迅速な処置や舗装、法面、防護柵等の補修工事を実施している。また、昨年度、冬期 対策として、みちのく有料道路において、道路中心線の視認困難箇所に中心線表示矢印を6基 設置し、安全性及び利便性の向上に努めている。

イ 委員会の意見等

道路の維持・補修については、計画的に実施されていることが認められる。今後も、引き続き、 県の補助金などを有効に活用しつつ、道路の維持・補修工事が適切に実施されるよう望むもので ある。

また、道路の安全対策として、耐震補強などの工事が着実に実施されているほか、**冬期間の交** 通安全対策についても、除雪対策及び道路視認性向上対策(照明灯、視線誘導標の増設等)によ り、事故件数の減少や豪雪時の通行確保などの面で着実に実を結んでおり、その取組については、 高く評価するものである。

安全性及び利便性向上は、有料道路の利用促進につながることから、今後も引き続き、適切に対応していくよう求めるものである。

No. 6 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	代表理事 渡邊	正志	県所	管部課	名 県	上整備部港灣	弯空港課					
設立年月日	昭和 47 年 12 月	7 日	基本	財産	20,	20,000 千円						
主な出資者等	氏。	氏名・名称				氏名・名称			<u>'</u>	金額	出資等比率	
の構成 (出資等比率順位順)	青森県		20,000 千円			100.0%						
水丘	区分	ζ.	うち	常勤	備	考						
	理 事	Į	5名		2名	県OB1名	Ž					
	監事	-	1名		0名							
	職員	1 ()名		8名	県OB2名						
業務内容	フェリー埠頭の建設、賃貸及			頭の円	滑な利	用を確保す	るために必要	な施設				
経営状況	当期収益	1, 268, 0		1	(その他参考)							
(平成 24 年度)	当期費用当期純利益	·	59 千F 42 千F	1	県からの無利子借入金残高 269,127							

2 沿革

昭和40年代、フェリーの需要が急速に高まり、船舶航行の安全対策や背後地の交通混雑緩和、 騒音防止、さらには港全体の効率的な利用を図るため、フェリー専用埠頭を緊急に整備する必要が あった。

フェリー埠頭は、その運用形態、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

その後、昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年に八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供 用開始された。

なお、当法人は、平成25年4月から公益財団法人に移行した。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、フェリー埠頭を利用する船会社からの桟橋等賃貸料を収入の大きな柱として経営を行っており、将来にわたって安定的に経営を維持していくためには、各船会社の経営の安定化が不可欠であることから、フェリーの利用促進のため、施設利用の効率性・利便性の向上や北海道新幹線新函館駅開業に向けた対応が必要となっている。

なお、現在、平成26年4月からの桟橋等賃貸借契約の更新について、各船会社と協議中である。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 公益財団法人移行後の経営安定化の取組の推進

ア 法人の対応

公益法人にあっても収支の黒字体質を定着させ、財務内容の健全性を確保することが必要であり、今後、資産の取得計画や施設の修繕計画を包括した中期経営計画を策定し、月次の損益 実績を確認しながら、計画の進捗状況を把握し、公益性と経営基盤強化のバランスを図っていく。

また、公益法人会計基準を採用したことにより、中期経営計画の収支計画についての見直しが必要となっているが、平成26年4月からの桟橋等賃貸借契約の更新に係る船会社との協議成立後に、新たな賃貸料収入による収支計画を作成することとしている。

イ 委員会の意見等

管理運営特定資産(約12億5千万円)は、公益法人化に際し、大規模な施設の修繕及び更新などに対応するため、従前の修繕引当金及び災害復旧引当金等を振り替えたものであるが、その金額の妥当性の根拠となるべき施設の修繕計画や資産取得計画が策定されていないことから、早急に策定する必要がある。

また、平成21年度から石油価格高騰に係る各船会社に対する経営支援として、桟橋等賃貸借料に含まれている災害復旧引当金及び修繕引当金相当額の繰延措置を行っているが、平成26年4月からの賃貸借契約の更新に当たっては、今後の施設の修繕や更新に係る費用負担のあり方についても協議し、適正な賃貸借料により経営の安定に取り組んでいただきたい。

(2) フェリーの利用促進及び施設の効率性・利便性の向上

ア 法人の対応

フェリー埠頭施設を適切に維持管理し、安全性を確保しながら利用者のニーズに応えたサービスを提供することが当法人の使命と考えている。

施設面では、青森港第1バースを高速船専用から在来船対応としたほか、県から有償で借り 受けているものの現在利用されていない青森港第4バースについては、来年度から就航する新 造船の利用を予定している。

また、観光パンフレット・リーフレットをフェリー利用者に提供しているほか、当法人のホームページの更新に当たってフェリー利用者のための「予約・乗船の流れ」などのページを新たに作成するなど利用促進を図っている。

北海道新幹線開業への対応については、各船会社とともに今後の旅客や貨物の動向を見極めながら対応していきたい。

イ 委員会の意見等

車両、旅客航送実績は、伸び悩み傾向にあることに加え、平成27年度の北海道新幹線函館 開業により旅客の減少が想定されることから、施設の効率性・利便性の向上を図るとともに、 各観光地や旅行業者等関係者と連携を密にしながら、引き続き、各船会社とともにフェリーの 利用促進に努めていただきたい。

No. 7 公益社団法人青森県観光連盟

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 5 日現在)

代表者職氏名	理事長 大黒	裕明	県別	斤管部訓	果名	観分	光国際戦略周	- 司観光企画課	
設立年月日	昭和62年7月1	日	基本	対産		20,	500 千円		
主な出資者等	氏名	呂・名称				Ś	金額	出資等比率	
の構成	青森県				6,000 千円			29.3%	
(出資等比率順位順)	弘前市				500 千円			2.4%	
	むつ市	むつ市					500 千円	2.4%	
	つがる市						500 千円	2.4%	
	青森市						400 千円	2.0%	
	八戸市						400 千円	2.0%	
	五所川原市				400 千円			2.0%	
	青森県商工会議	青森県商工会議所連合会					300 千円	1.5%	
	青森県商工会連	合会					300 千円	1.5%	
	青森県町村会						300 千円	1.5%	
組織構成			. 1		714 44			tti. Ia	
	区分	人数		うち	方常勤			備考	<u>, </u>
	理 事		3名			2名)名	県派運 1 年	3、県OB1名	1
	職員		2名 3名			5名 5名	県派遣6名	Z.	
		4 (<i>3</i> 41		1 (741	州/地 0 7		
業務内容	観光・物産・ 受入体制の推進 ム)の管理運営:	、観光関係							
経営状況	経常収益		, 006	千円	(?	その化	世参考)		
(平成 24 年度)	経常費用		-)補助金	35, 905	
	当期経常増減額	•							
	当期一般正味財産増減額 △68,928 千円				県の)土地	・施設等使用	月料に係る減免詞 84, 749	

2 沿革

本県産業振興の拠点となる施設として「青森県観光物産館」(愛称:アスパム)を建設・運営する法人として、昭和58年10月に社団法人青森県産業振興協会が設立された。

その後、平成22年12月の東北新幹線全線開業を好機と捉え、県内市町村、観光関係団体など 官民一体となって、これまで以上に本県観光情報の発信、誘客対策の推進、観光客受入体制の整備、 コンベンションの誘致、アスパムを拠点とした他施設との連携などに積極的に取り組み、総合的か つ効果的な観光振興の事業展開を図ることを目的に、平成21年4月に社団法人青森県観光連盟、 社団法人青森県産業振興協会、青森県大規模観光キャンペーン推進協議会が統合し、当法人が発足 した。

なお、当法人は、平成24年4月から公益社団法人に移行した。

東日本大震災後の本県への観光客の早期回復と東北新幹線全線開業効果の県内全域への波及を図るため、観光コンテンツの魅力向上、首都圏での観光プロモーション等を展開したほか、地域における観光振興の中核となる人材の育成にも取り組んでいる。

また、海外からの観光客の誘致促進を図るため、引き続き積極的な誘客活動を展開するとともに、 教育旅行及びコンベンションの誘致に取り組んでいる。

財務状況は、高い水準にある減価償却費が要因となり、2期連続で当期一般正味財産増減額が大幅な赤字となっていることから、引き続き経営基盤の強化に取り組むとともに、公益社団法人への移行や官民一体の全県組織である「青森県観光国際戦略推進本部」が平成25年度中に策定する新たな観光戦略を踏まえ、当法人の新たな中期経営計画を策定することとしている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1)経営基盤強化に向けた取組の推進

ア 法人の対応

収入面では、イベントホールや貸会議室の利用拡大等のセールスプロモーション活動を強化するとともに、ベイエリア各施設と連携してエリア全体の魅力づくりを進め、アスパムへの誘客促進に強力に取り組んでいる。経費面では、常勤役員の報酬とプロパー職員の給与の削減を引き続き実施したほか、コピー料金・電気料金等のコスト削減や省力化などを進めている。

イ 委員会の意見等

経費の中でも大きな割合を占める光熱水費の削減のため、館内照明のLED化などを推進するとともに、費用対効果を勘案しながら、賑わいを創出するイベントの実施にも積極的に取り組み、利用者の増加と収入確保を図るなど、引き続き経営基盤の強化に取り組む必要がある。

また、減価償却費が高い水準で推移する中、収益事業である貸会議室事業等の利益を公益事業へ繰り入れしてもなお全体として赤字となっていることから、減価償却費も含めた収益改善が図られるよう、収支構造の分析・検討を行い、新たな中期経営計画を策定していただきたい。

(2) 観光振興業務における県との役割分担と経営の自立化

ア 法人の対応

新観光戦略素案では、当法人は、地域の観光団体や観光事業者、市町村など実際の観光振興の担い手となる関係団体等との連携を図り、県域のプロモーション活動の中核を担うほか、観光地域づくりの支援や、観光情報の収集・提供、県民のおもてなしや気運醸成などに取り組む団体としている。

県は、本県の観光振興の基盤となる取組や都道府県間の広域連携などを担う一方、当法人は、民間団体・事業者で組織する団体であり、県内各地の観光団体や観光事業者の取りまとめ役を担うほか、誘客宣伝、観光開発、受入体制整備など具体の取組のうち、民間が主体となって行うべきことを担うものと考えている。

本県観光は、震災の影響や北海道新幹線新函館開業への対応など多くの課題を抱えており、当面は県からの職員派遣が必要とされる状況にあるが、観光振興事業の自立化と県派遣職員の将来的な引き揚げを図るため、引き続き県派遣職員のノウハウのプロパー職員への移行に努めていく。

イ 委員会の意見等

これまで当委員会は、県派遣職員の引き揚げが円滑に行われるようプロパー職員の育成を進め、本県観光振興の中核団体として自立した経営を早期に実現するよう提言を行ってきたところであるが、当法人においては、平成24年度において常勤職員の県派遣職員を3名削減した

ものの、平成25年度は常勤役員に県派遣職員1名が就任している。

東日本大震災の影響や北海道新幹線函館開業への対応等、多くの課題を抱えている状況ではあるものの、公益法人移行後において県派遣職員が常勤役員に就任することは、法人運営の自立性を弱めることにつながりかねないことから、観光振興業務における県との役割分担を踏まえ、プロパー職員の育成・強化に努めるとともに、県派遣役職員の計画的な引き揚げを行っていく必要がある。

No.8 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 7 日現在)

代表者職氏名	理事長 細井 永		県所管部課名		名工	エネルギー総合対策局原子力立地対策課				
設立年月日	平成元年3月20日		基本財産		10,	10,000 千円				
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏» 青森県				金額 10,000 千円	出資等比率 100.0%				
組織構成	区 分 理 事 監 事 職 員)名 3名 4名	うち)常勤 2名 0名 3名	県OB1名				
業務内容	むつ小川原開発地域等の市町村、産業団体等が行う地域の活性化及び産業の 育成・近代化に係る調査研究及びプロジェクトの実施のために必要な資金の助 成等									
経営状況 (平成 24 年度)	経常収益 経常費用 当期経常増減額 当期一般正味財産増減額)85 1 557 1	子円 子円						

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的に、電気事業者の寄付を前提として、県の全額出捐により平成元年3月に当法人が設立された。

基本的に当法人の事業は、基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの 寄付)、借入金50億円(利息は事業者負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

また、平成6年度から、電気事業連合会からの寄付金を財源とする原子燃料サイクル事業推進特別 対策事業が5カ年ごとに実施されている。

なお、当法人は、平成25年4月から公益財団法人に移行した。

3 法人を取り巻く現状

当法人が実施している「地域・産業振興プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)は、むつ小川原開発地域にとどまらず、県内各地の地域振興及び産業振興のための取組に幅広く活用されており、当法人が直接助成を行う一般助成事業だけではなく、公益財団法人むつ小川原産業活性化センター及び六ヶ所村まちづくり協議会が実施する助成事業についても事業審査の透明性・客観性を確保することが重要となっている。

また、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業の実施期間は平成21年度から平成25年度までとなっていることから、今後の対応が課題となっている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) プロジェクト支援事業採択における客観性・透明性の確保

ア 法人の対応

事業採択までは、応募団体からのヒアリング、外部有識者を含むプロジェクト支援事業検討委員会による審査、理事会での承認というプロセスを経ることとしており、採択に当たっては5段階評価によって厳正に事業計画を評価し、客観性・透明性を確保するよう努めている。

また、事業募集に当たっては、募集要領とともに採択方針を併せて開示しており、今年度からは応募から採択までのプロセスの広報にも努めている。

公益財団法人むつ小川原産業活性化センター及び六ヶ所村まちづくり協議会が実施する助成 事業については、両団体に対して年間延べ4回調査を実施し、関係書類をチェックするとともに 進行管理やフォローアップに努めており、適宜、助言等を行っている。

イ 委員会の意見等

一般助成事業については、検討委員会による評価、採択方針の開示及び採択までのプロセスの 広報を実施するなど、事業採択に当たっての客観性・透明性の向上に取り組んでいることは評価 するものである。

公益財団法人むつ小川原産業活性化センター及び六ヶ所村まちづくり協議会が実施する助成 事業については、当法人から助成金を交付している以上、一般助成事業の採択における審査・選 考と同程度の透明性・客観性の確保が図られるよう、当法人が積極的に関与していただきたい。

(2) 経営環境の変化を踏まえた対応

ア 法人の対応

現行の原子燃料サイクル事業推進特別対策事業及び借入金50億円の支払利息相当分の事業者からの寄付については、いずれも平成26年度以降については何も決まっていない状況であり、これらの影響や対応については言及できる段階にはない。

イ 委員会の意見等

原子燃料サイクル事業推進特別対策事業等は、電気事業連合会等からの寄付金を財源に実施されているが、各種事業の財源スキームの変更は、当法人の事業のあり方や経営の根幹に関わる重要な変化であり、様々な事態に備え、県と連携して、適切に対応する必要がある。

No. 9 一般社団法人青森県畜産協会

1 法人の概要 (平成 25 年 7 月 1 日現在)

代表者職氏名	会長 渡部 毅	県原	県所管部課名		林水産部畜産	 全課				
設立年月日	昭和49年2月8日		運営基金資	産 513,360 千円						
主な出資者等	氏名・名称	金額		出資等比率]					
の構成	青森県			18	5,000 千円	36.0%				
(出資等比率順位順)	全国農業協同組合連合会	青森県	具本部	10	3,500 千円	20.2%				
	上十三地区家畜衛生推	会	2	1,890 千円	4.3%					
	八戸農業協同組合		1	6,760 千円	3.3%					
	十和田おいらせ農業協	•	1	5,250 千円	3.0%					
	十和田市		1	3,800 千円	2.7%					
	津軽地方家畜衛生推進	ì	1	3,400 千円	2.6%					
	つがるにしきた農業協	`		8,100千円	1.6%					
	青森農業協同組合		7,500千円		1.5%					
	ゆうき青森農業協同組		7,050 千円 1.4%							
組織構成										
水丘、水纹 1 円 万久	区分人	数	うち	常勤	備考					
	理 事 1	4名		1名	県OB1名	Z				
	監事	2名		0名						
	職 員 1	3名		9名						
業務内容	経営支援対策、価格等	定対	 策、家音	音衛生対	 策、牛の検		設及び			
	肉用牛肥育経営安定対策に関する事業等									
経営状況	経常収益 6,2	283, 29	95 千円	(その他参考)						
(平成 24 年度)	経常費用 6,2	56 千円	国等からの補助金 2,542,472 千円							
	当期経常増減額	40, 93	89 千円	県等かり	うの受託事業収	入 11,287 千円				
	当期一般正味財産増減額	△7, 91	16 千円							

2 沿革

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査、注射、消毒等については、従来、家畜伝染病予防法に基づいて国及び県が実施してきたが、昭和46年に同法が改正され、家畜の所有者に対し、家畜の伝染病の予防のための自主的措置の努力が義務付けられ、この自主的措置を助長するため、昭和49年2月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会が設立された。

その後、高齢化、後継者不足等を背景とした農家戸数の減少、畜産環境問題の深刻化など、畜産経営を取り巻く環境が変化してきたことから、今後の畜産情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、総合的な組織体制の整備を図るため、平成15年7月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、当法人が発足した。

さらに、平成20年6月の青森県草地畜産協会との統合に加え、各種業務の効率的、効果的な運営と組織体制を強化する観点から、平成22年4月に社団法人青森県畜産物価格安定基金協会と合併した

なお、当法人は、平成25年4月から一般社団法人に移行した。

平成22年4月に社団法人青森県畜産物価格安定基金協会と合併したことで、本県の畜産振興の中核を担う団体としての役割や機能が一層強化されたことから、畜産農家の技術振興、経営支援及び家畜衛生に係る事業を効率的かつ総合的に行う必要性が高まっている。

当法人の財務状況は、畜産関係の中央団体からの補助事業や受託事業の縮小・廃止の影響等により収入環境が悪化しており、平成22年度以降、3期連続で当期一般正味財産増減額の赤字を計上するなど、財務基盤の強化に向けた収入確保策が喫緊の課題となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善等を要するものと考える。

(1) 一層の経営改革と公益認定に向けた取組

ア 県及び法人の対応

(7) 経営合理化及び自主財源の確保

引き続き経営状況等を踏まえた適正な給与水準への見直しやコピー機の集約によるリース料等の経費削減に取り組むとともに、収入確保に向けて自主防疫推進事業の牛の予防接種手数料を値上げしたほか、家畜防疫互助基金事業の契約事務手数料を新設した。

数年後に退職を迎える職員がいることから、人件費の削減により赤字が縮小される見込みであり、また、新たな受託事業等に積極的に取り組み、財源の確保に努めていく。

(イ) 公益法人制度改革への対応

公益認定に当たっては、認定後の事務量の増加が見込まれ、公益認定を受け、維持していくためには総務部門の増員等が必要であることから、現状では対応が難しいが、今後、運営が円滑になった場合には、公益認定を目指すこととしている。

県では、一般社団法人への移行については、メリットやデメリットなどを総合的に判断した結果であり、当法人の業務に支障がないことから、現在のところ問題はないものと考えているが、今後の状況に応じて、公益社団法人に移行するよう指導・助言していく。

イ 委員会の意見等

当法人が、畜産農家に対する総合的な支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織としての役割を果たしていくためには、安定的な経営の実現が不可欠であるが、牛の予防接種手数料の値上げにより増収を図ったものの豚の予防接種頭数の大幅な減少により前年度に比べ収支が悪化しており、また、新たな受託事業等の取り組みも現時点では恒久的な財源確保に結び付いていない状況にある。

当法人の財務基盤は脆弱であり、今後の法人運営に支障が生じることも懸念されることから、 県及び当法人は現状を厳しく認識の上、抜本的な経営改革を進めるとともに、公益認定に向け て計画的に取り組んでいく必要がある。

(2) 内部統制の充実・強化

ア 法人の対応

平成24年度から従前の総務・衛生部から総務部を分離して、総務部の位置付けを明確にし、 内部統制の充実を図っている。経理のチェック体制等については、各事業担当課に会計担当を 配置することで総務課の補完を行っており、各課が作成した支出調書や会計システムへの入力 状況を総務課が確認している。現在、総務課に1名を配置し、また、総務経験のある嘱託職員 を補佐として兼務させている。

イ 委員会の意見等

総務部を分離して組織体制の強化に努めているものの、総務課職員は1名で、課長は配置されておらず、総務部長は事務局長が兼務となっている。

当法人は、経営状況を踏まえると現状において増員は困難であると認められるが、実施事業・取扱資金が多種・多額となっていることから、総務担当課と事業担当課の定期的な配置転換等も視野に入れ、職員の育成とスキルアップに取り組むなど、職員の質の向上によって、内部牽制体制の充実・強化に取り組んでいただきたい。

No.10 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 4 日現在)

代表者職氏名	代表理事 木浪	昭	県所管部課名		果名	農林水産部水産局水産振興課			
設立年月日	昭和62年4月1	運用資産			801,428 千円 ※運用資産930,536千円のうち、公益社団法人移 前に保有していた基本財産相当額を記載				
主な出資者等	氏	名・名称				É	 de	出資等比率	
の構成	青森県					270	0,000千円	33.7%	
(出資等比率順位順)	沿岸市町村(2				270	0,000千円	33.7%		
	漁業協同組合等				26	1,428 千円	32.6%		
사 보 사									
組織構成	区分	人数	女	う	ち常勤			考	
	理事	1	8名		14		県OB1名	7	
	監事		3名		(0名			
	職員	1	3名		,	7名			
業務内容	水産動植物の 開発、栽培漁業		•				産動植物の	種苗生産技術の	研究
経営状況	経常収益	221, 7	11千	円	(そ	の他	参考)		
(平成 24 年度)	経常費用	194, 6	34 千	円	県か	らの	補助金	15, 107	千円
	当期経常増減額	27,077 千円			県有	施設	使用料に係	る減免試算額	
	当期一般正味財産増減額	27,0	77千	円				18, 655	千円
					県か	らの	受託料	4, 661	千円

2 沿革

漁業を取り巻く内外の厳しい諸情勢のもとにあって、本県漁業の21世紀に向けた飛躍的な発展を図るためには、本県沿岸・沖合海域を最大限に利用した「つくり育てる漁業」を積極的に推進することが最も重要な課題であった。

そこで、沿岸漁業の中で主要な魚種であるヒラメについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるため、昭和62年4月に当法人が設立された。

当法人は、全国初の試みとして、県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資するとともに、漁獲金額の3パーセントを漁業者が負担し、運営費に充てるという協力体制で発足し、栽培漁業の全国的モデルとなった。

平成13年11月からは、財団法人青森県栽培漁業公社のアワビ栽培事業を引き継ぎ、アワビの 種苗生産及び配付を併せて行っている。

なお、当法人は、平成22年8月から公益社団法人へ移行した。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、ヒラメやアワビなどの種苗を安定的に生産し、本県の栽培漁業の中心となっている。特にヒラメについては、平成2年度以降、青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画において目標としている年間200万尾前後の種苗生産及び放流を行っており、その結果、ここ2年は下回っているものの、概ね毎年1千トンを超えるヒラメの漁獲量を確保し、国内で最もヒラメ栽培漁業の成果を上げた県として評価されている。

当法人では、平成19年度から県からの人件費補助等の支援を受けず、また、震災による施設被災や種苗・稚貝被害への対応をしながら、経営の自立・独立化を達成しているところであるが、事業実施の財源として、超低金利下において一定の運用益を確保するため、運用資産の大半を仕組債等により運用していることから、そのリスク管理が課題となっている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1)経営基盤強化に向けた取組の推進

ア 法人の対応

これまで、給与の削減、事務費の削減などの経費節減策のほか、ヒラメ負担金の見直し、種苗の販売単価の引き上げ、新魚種の生産による収入確保策を継続して実施し、考えられる取組を最大限実行している。

しかし、種苗生産は生物生産特有の不安定性を内在しており、また、近時は、ヒラメの漁獲量が1千トンを割り込み、漁獲量に連動する負担金収入が減少するなど、収益において厳しい状況にあり、安定運営・安定生産を目指し取組を進めているところである。

【参考:経常収益の状況】

(単位:千円)

年	度	特定資産運用益	事業収入 (種苗販売)	負担金収入	その他	経常収益合計
平成24年	度	61, 955	91, 929	40, 278	27, 549	221, 711
平成23年	度	52, 005	84, 315	48, 426	44, 408	229, 154

イ 委員会の意見等

当法人の経営は、収益面では、自然環境や経済情勢という外部的要因に影響されることが多く、特に、震災による施設被害や種苗・稚貝の減少、近時のヒラメ漁獲量の減少による負担金収入の減など、現在、当法人を取り巻く経営環境は厳しい状況にある。その中で、**県からの人件費補助などの支援を受けず、経費節減の取組などにより、経営の自立・独立化のための積極的な取組を進めている点は評価できる**ものである。

一方で、栽培事業を実施するために、リスクのある資産運用への依存を強めている傾向にあり、特定資産の運用益が収益の3割程度を占める状況になっている。このことは水産動植物の種苗等の生産を主たる事業とする法人として、望ましい状況とは言い難く、運用益に大きく依存する経営体質を改善することが必要である。これに向けて、県・漁業者と収益に見合う栽培事業のあり方などについて密接に連携・協議を行いつつ、近時増加してきている新魚種の一層の収入増を始めとした事業収入の増加に向けた取組を着実に進め、経営基盤の強化が図られることを望むものである。

(2) 資産の運用リスク管理の徹底

ア 法人及び県の対応

(7) 法人の対応

運用資産約9億3千万円のうち約7億9千万円を債券で運用しているが、その運用に当

たっては、資産管理責任者、運用対象債券、運用手続等を定めた「債券運用規則」を整備し、 3千万円以上の債券を売買する場合は、証券会社も同席させた上、理事会において債券内容 を十分検討して決定している。また、3千万円未満の場合は、代表理事と業務執行理事が債 券内容を吟味し代表理事が決定しているほか、債券の運用状況については、毎理事会におい て報告することとしている。運用の大半を占める仕組債については、現在のところ顕在化し ているリスクはない。

【参考:運用資産の状況】

(単位:千円)

年 度	投資有価証券	(左のうち仕組債)	定期預金	普通預金	運用資産合計
平成24年度	792, 799	599, 800	111,000	26, 738	930, 536
平成23年度	723, 365	599, 800	112, 000	73, 628	908, 993

(イ) 県の対応

ヒラメ栽培事業の当初計画では、負担金と基金運用益で賄うこととしていたが、魚価や金利の低迷により、経費節減などを実施してきているものの収支は厳しい状況にある。ただし、こうした背景を考慮しても、基金による運用を安定的に行うためには、元本割れのリスクを伴う仕組債での運用割合が高いことについて、できる限り早期に改善すべきものと考え、理事会において注意を喚起しているところである。

イ 委員会の意見等

当法人が運用する仕組債は、運用資産全体の6割以上を占める状況となっている。現時点における運用状況を見ると、当面、元本割れなどが生じる恐れは少ないと考えられるが、為替変動などによる運用益の減少や元本割れといったリスクは皆無ではなく、私立大学などにおいて、多大の損失を被るケースが報道されているところである。

当法人において、栽培事業の積極的な実施のためにはできるだけ多くの運用益を確保することが必要であるとの実情は理解するが、そもそも運用資産には設立時における県、市町村の出資した公金が含まれており、資産運用に当たっては、リスク管理を慎重・厳格に行う必要があることから、今後、県などと協議しながら、より確実でリスクの低い運用手法について検討していただきたい。

(3) 次世代の人材育成・技術継承

ア 法人の対応

当法人では、量産化の目途がついた魚種について県の技術を引き継ぎ大量種苗生産及びそれに伴う技術開発を行っており、研修会や各県の技術者が参加する技術検討会等の研修会に出席し、スキルアップを図っているほか、実習体験者などの受入も行っている。

現在、職員13名のうち、50歳以上が12名となっているが、当法人規則を改正し、希望 者全てを65歳まで再雇用することとし、現職員の雇用継続による技術の維持を図り、将来的 には退職者の補充による技術継承を行っていくこととしている。

イ 委員会の意見等

本県水産業における当法人の貢献度は高く、現状の技術力の維持は不可欠であると考える。 経営状況に鑑み、早期に新規雇用を進めることは困難であるが、現在の職員構成は若年層が極 めて少ない状況にあることから、**円滑な技術継承を図っていくことを念頭に、中長期的な視点** に立ち、適切に世代交代が図られるよう検討・準備していく必要がある。

No.11 株式会社建築住宅センター

1 法人の概要 (平成 25 年 7 月 1 日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 木木	+	旧部	· 管部課名	夕旧	土整備部建築	(千成 25 平 7 (六 字 钾		
1人2人有 概 1人有	1人及48种以1工及 21~4:		不り	E Dhow		工正师即是朱			
設立年月日	平成11年6月1	6 日	資本	大金	60,000 千円				
主な出資者等の構成	氏名	名・名称				金額 出資等比率			
(出資等比率順位順)	青森県					15,000 千円	25.0%		
(四条 (72) 1 / (四条/)	青森市					5,000千円	8.3%		
	弘前市					5,000 千円	8.3%		
	八戸市					5,000 千円	8.3%		
	(社)青森県建築	至士会				5,000 千円	8.3%		
	建築住宅センタ	7一従業員	持株	会		5,000千円	8.3%		
	(株)青森銀行					2,100 千円	3.5%		
	(株)みちのく銀	浸行				2,100 千円	3.5%		
	青い森信用金庫					2,100 千円	3.5%		
	金融機関4・個	8人8				7,800 千円	13.0%		
	自己株式				5,900 千円 9.8%				
組織構成						TI TI		1	
	区分	人数		うち	常勤	備	·		
	取締役	1 ()名		3 4		A		
	監査役	4	2名		0 4				
	社 員	2 2	2名		204	A 県OB1/			
業務内容	建築基準法に	基づく建築	築物の)確認・	検査差	<u>美務、構造計算</u>	算適合性判定業	業務等	
経営状況	営業収益	20	6, 35	6 千円	(そ	の他参考)			
(平成 24 年度)	営業利益	37,738 千円							
	経常利益	39, 187 千円							
	当期純利益	2	3, 68	8 千円					

2 沿革

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災後、建築物の安全性の確保の必要性が改めて認識されるようになり、「完了検査の実施の徹底」(「届出制度」から「申請制度」に変更)、「施工中の特定の工程において検査を行う中間検査制度の創設」並びに「建築確認及び検査を民間機関に開放する制度の創設」などを内容として、平成10年6月に建築基準法の抜本的な改正がなされた。

本県の完了検査の実施率は、平成9年度において約15%と全国でも最低レベルにあり、建築基準法改正に伴う審査・検査事務量の増大への対処、完了検査等の実効性を確保することが緊急の課題であった。このことから、本県では、民間の確認検査機関の設立に向けた協議が開始され、平成11年6月、県、青森市、建築関係3団体及び11金融機関(金融機関の合併等により、現在は7機関)の出資により、株式会社建築住宅センターが設立された。その後、平成12年度から業務区域が弘前市及び八戸市にも拡大されたことから、弘前市及び八戸市からも出資を受け、また、平成17年度以降、出資者の一部からの自己株式の取得、個人株主(当社役員等)への譲渡、従業員持株会への第三者割当を実施し、現在の株主構成となっている。

3 法人を取り巻く現状

完了検査実施率は、当法人の設立当時は全国でも最低レベルであったが、平成24年度は85.7%となっており、近年は概ね90%前後で推移している。当法人は建築確認検査業務の手数料収入が営業収入の約7割を占めており、消費税増税等による住宅着工戸数の落ち込みの影響が懸念されている。財務面では平成20年度から5期連続で黒字を達成しており、近年は毎年2千万円程度の当期純利益を計上するなど経営は安定しており、平成18年度、平成19年度及び平成22年度以降は、毎年1株500円の株主配当を実施している。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する 必要があると考える。

(1) 経営基盤強化に向けた取組の推進

ア 県及び法人の対応

(7) 完了検査実施率の向上

違反建築物の是正権限を持つ特定行政庁(県・3市)に対して完了検査予定日付近又は超過のデータを提供し、そのデータに基づいて完了検査の実施を促すなど検査実施率の向上に取り組んでいる。

また、平成24年9月に、県及び3市により「青森県建築行政マネジメント計画」を策定し、 当法人を含む民間の指定確認検査機関と連携を図り、建築確認から検査までの建築規制の実効 性の確保(迅速かつ適確な建築確認審査の徹底及び中間・完了検査の向上)に取り組んでいる。

(イ) 新たな業務展開と人材の育成

これまで主に500㎡以下の住宅関連建築物の確認検査業務を行ってきたが、消費税増税等の影響による住宅着工件数の落込みが想定されるため、今後は500㎡以下全ての用途の建築物の確認検査を行うための準備を進めている。

現在、新規業務を遂行するための必要な業務資格者数及び財政基盤は確保できているが、新 規業務のための社員のスキルアップが課題となっている。

イ 委員会の意見

当法人は、本県の建築物の安全性を確保するため、県等と連携して完了検査実施率の向上に積極的に取り組んでいるものと認められ、本県の建築物の安全性を確保する指定確認検査機関として、引き続き完了検査実施率の向上に取り組んでいただきたい。

また、長期的な視点で当法人の経営基盤を強化していくためには、確認審査以外の新たな業務 展開に努めていく必要があり、そのためには社員のより高度な資格取得とスキルアップを図ると ともに、次世代への円滑な技術継承に取り組んでいただきたい。

(2) 完全民営化に向けた検討

ア 県及び法人の考え方

指定確認検査機関及び指定構造計算適合性機関の指定の要件には経営が健全であることが必須となっており、現在の当法人は安定した経営状況となっているが、消費税増税等による住宅着工件数の落ち込みが予測されることから、現段階においては当法人に対する県及び3市による関与は引き続き必要と考える。

イ 委員会の意見

都道府県知事が指定する全国の指定確認検査機関は67法人あり、このうち、県が出資等を 行っているのは13法人であるが、組織形態が株式会社である法人に都道府県が出資しているの は、全国で本県のみとなっている。 株式会社である当法人に対する県の出資は設立当初の支援が主たる目的であったと考えるが、 設立後相当の年数を経過し、安定的に黒字を確保している状況にあり、また、本県においては当 法人と競合する民間の指定確認検査機関も業務を行っていることから、将来の完全民営化に向け た検討を進めていく必要がある。

No. 12 むつ小川原石油備蓄株式会社

1 法人の概要

(平成25年6月27日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 髙	橋 仁志	県所	行管部 記	果名	エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課			
設立年月日	昭和 54 年 12 月	20 日	資	本组	金	50, 000 1	-円		
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏 東			金額 20,000 17,500 5,000 5,000	千円千円	出資等比率 40.0% 35.0% 10.0% 10.0%			
	コスモ石油(株))			2,500 千円			5.0%	
組織構成	区 分 取締役 監査役 社 員	2名 1名				ち常勤備 考2名0名116名			
業務内容	むつ小川原国家石油備蓄基地の操業に係る業務の受託及び付帯関連する一 切の事業								
経営状況 (平成24年度)	営業収益 営業利益 経常利益 当期純利益	4, 875, 317 千円 188, 355 千円 193, 282 千円 132, 438 千円						-	

2 沿革

第一次エネルギーに大きな割合を占め、かつ、そのほとんどを輸入に頼る石油の安定供給の確保は、 我が国の最重要課題のひとつであった。政府は昭和50年12月に石油備蓄法を公布し、民間石油企 業に90日分の石油備蓄を義務付け、備蓄を進めたが、さらに国自らが備蓄を行うことになり、昭和 53年6月に「石油開発公団」を改組し、国家石油備蓄の推進機関として「石油公団」が誕生した。 石油公団は、昭和54年10月にむつ小川原国家石油備蓄基地の建設を決定し、基地の建設と操業 を担うための第一号の石油備蓄会社として、昭和54年12月に「むつ小川原石油備蓄株式会社」が 設立されるに至った。

当法人が設立されてから約20年が経過した後、平成13年12月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、備蓄事業の国直轄化(国家備蓄原油、国家備蓄施設・土地の国有化等)、石油公団の廃止、金属鉱業事業団との統合及び国家石油備蓄会社の廃止が決定された。石油公団が所有していた「国家備蓄石油」が国へ移管され、平成16年2月29日に石油公団及び金属鉱業事業団を承継した「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」(以下「JOGMEC」という。)が発足した。

JOGMECは、国との委託契約に基づき、国家備蓄石油の統合管理業務を行うこととなり、さらにむつ小川原石油備蓄株式会社は、JOGMECからむつ小川原国家石油備蓄基地操業を委託される操業受託会社に変わり現在に至っている。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、石油備蓄基地内の施設等の修繕保全・改良工事等を実施しているが、コンストラクション・マネジメント方式の充実、一般競争入札の拡大等、工事管理の効率化・保全費用の低減等に取り組んでいることもあり、財務状況としては、毎年度安定して黒字を確保している。

また、施設の安全防災対策として、中期経営計画にも掲げている防災訓練、教育などに加え、大規模地震対策や原子力災害対策についても、施設の耐震工事や防災拠点の整備等の取組を進めているところである。

なお、平成24年度に、平成25年度から平成29年度までの5年間のJOGMECとの国家石油 備蓄基地操業に係る業務委託契約を締結したところである。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する 必要があると考える。

(1) 継続的な地元雇用及び地元調達の拡大

ア 法人の対応

当法人の基本方針は、安全防災・環境保全を第一とする運営、確実かつ効率的な業務遂行、組織の活性化及び少数精鋭、加えて、地域社会との共生を掲げ、その地域社会との共生の観点から、継続的な地元雇用及び地元調達の拡大を進めてきている。

まず、地元雇用者の状況については、直近4年間で、平成22年度に7名、平成23年度に4名、平成25年度に7名であり、現時点で、常勤職員116名のうち89名が県内出身者となっており、今後も、引き続き、地元採用を行う予定としている。

また、地元調達については、平成19年度より一般競争入札を導入し、県内業者の受注機会拡大に取り組んでおり、平成22年度以降は、件数ベースで約85%程度、金額ベースで75%以上を占める状況となっている。

イ 委員会の意見等

地元雇用が全社員の77%に達している状況であること、また、地元調達の拡大に積極的に取り組んでいることについては、高く評価するものである。今後も、これまでと同様な姿勢で対応いただくことを期待するものである。

(2) 県出資割合の検証

ア 法人及び県の考え方

(7) 法人の対応

会社設立以来、国、株主及び地元に支えられ現在の安定操業を継続しているところであり、 特に県は株主という側面だけでなく、地元との関係構築において、特段の支援などを得ている ものであり、今後も、安定株主として関与の継続をお願いしたい。

(イ) 県の対応

当法人は、国家石油備蓄事業を行う立地企業として、むつ小川原開発地区の開発推進や地元雇用及び地元調達など、当地域の振興に大きく貢献している。

県としては、当法人の地域に果たす役割の大きさから出資を行っており、設立時から現在まで、その意義は変わらないものと認識している。したがって、当法人が県による継続的な出資の維持を希望しており、また、県の出資の目的・意義も変更がないので、今後も現在の出資割合を維持していくべきものと考えている。

イ 委員会の意見等

国直轄の石油備蓄事業の立地に伴うものであり、また、当法人の地元雇用の確保などの取組は地域振興に資するものであることから、県の一定の関与は理解するところである。しかし、平成16年2月のJOGMEC発足を契機に、当法人の減資などにより県の出資割合が設立当初の1%から現在の35%へ引き上がった経緯もあることから、今後、県において、県の関与のあり方を踏まえ、出資割合について検証していくことが必要である。

No. 13 公益財団法人青森県暴力追放県民センター

1 法人の概要 (平成 25 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 井畑	明男	県所	管部課	名警	察本部刑事部	客本部刑事部組織犯罪対策課		
設立年月日	平成4年4月23	日	基本	財産	715	5,000 千円			
主な出資者等	氏名	名・名称			<u></u>	金額	出資等比率		
の構成	青森県				58	1,050 千円	81.3%		
(出資等比率順位順)	青森競輪場				2	0,000 千円	2.8%		
	青森市				1	9, 287 千円	2.7%		
	八戸市				1	6,049 千円	2.2%		
	弘前市				1	1,657 千円	1.6%		
組織構成	区分	人	ζ	うち	常勤	備	考]	
	理事	{	8名		1名	県OB1名		-	
	監 事	6	2名		0名				
	職員		3名		3名	県OB2名	3		
業務内容	暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及・思想の高揚を図る ための広報及び啓発、県民からの相談、少年に対する暴力団の影響を排除す る活動、暴力団からの離脱支援、不当要求防止責任者講習の実施等								
経営状況	経常収益 27,422 千円 (その他参考)								
(平成 24 年度)	当期経常増減額	経常費用26,597 千円当期経常増減額825 千円当期一般正味財産増減額825 千円				の受託事業	製 入 1,82	20 千円	

2 沿革

昭和60年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、 活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力 に推進する目的で、昭和62年に「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成4年3月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成4年4月に「財団法人暴力追放青森県民会議」を設立するに至った。

なお、当法人は、平成22年12月から「公益財団法人青森県暴力追放県民センター」に名称変 更の上、公益財団法人に移行した。

3 法人を取り巻く現状

基本財産の運用収入に加え、賛助会員からの賛助金収入により事業資金を確保してきたが、改正 暴力団対策法の施行により、新たに「暴力団事務所使用差止請求業務」を実施することとなってい るほか、長引く景気低迷や東日本大震災の影響等から賛助金の未納も増加傾向にあり、当法人の安 定的な財務基盤を構築するためにも、賛助会員の新規獲得に向けた取組とより効率的な資産運用が 重要となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 賛助会員の加入促進

ア 法人の対応

不当要求防止責任者講習や各職域・地域暴排団体の研修会等、あらゆる機会を捉えて加入を呼びかけているほか、新聞、ラジオ、ポスター掲示、広報資料の作成・配布等により知名度の向上と活動状況の周知を図った結果、賛助会員数は前年度と比較して24団体・個人の増加となったが、退会や賛助金の未納等もあり、厳しい状況が続いている。

イ 委員会の意見等

新たに実施する「暴力団事務所使用差止請求業務」は、住民に代わって暴力団組事務所の使用差し止め請求訴訟を提起するものであり、当法人が訴訟費用を負担することから経費の増加が見込まれるが、当法人の意義と認知度を高める効果も認められるため、機会を捉えて広く県民や県内企業に当法人の存在や活動内容の周知を図り、賛助会費の収入増加に向けた新規会員の獲得に努めていただきたい。

(2) 資産運用方針等の明確化

ア 法人の対応

基本財産の運用に当たっては、県債、地方債、国債等リスクが少なく、高利率のものを購入することを基本方針としている。現在は主に償還期間が20年の債券を購入しているが、今後の景気の変動や当法人の事業の状況によっては、買い換えも検討する必要があり、証券会社等からの情報を参考に判断していくこととしている。

イ 委員会の意見等

当法人の「資金運用規程」では、運用責任者や事務手続き等の運用体制は定めているものの、運用の基本方針や運用基準が具体的には定められていない。

基本財産の運用は、公金による出資等が行われていることを踏まえ、安全かつ確実であることが求められるが、一方で効率的な資産運用による更なる運用収入の確保にも努める必要があることから、**あらかじめ、より具体的な資産運用方針や運用基準を定める必要がある**。

~参考~

「平成25年度青森県公社等経営評価シート」点検結果

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成24年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成している。〇:概ね目標どおり達成している。 △:目標を達成していない。)	0	0	0
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価→◎:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)	0	0	0

(2)提言への対応状況

•	-/ JAC [A] . 47 // J // D. D////							
		評	価	項	目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応して ていない項目が多い。)				について いる項目が多い。△:十分に対応し	0	0	0

(3)事業内容等

	評	価 項	目			公社等評価	所管課評価	委員会評
経営環境の変化に対応するた 内容(事業実施手法を含む。) (評価→◎:適切である。○:#	や規模は	は、費用対効	果、社会	会的要請からみて適け		0	0	
平成24年度の主な事業に係 (評価→◎:目標どおり(目標) 達成していない。(達成してい	以上)に達	成した。○:		標どおり達成した。△	∆:目標を	0	0	

平価

(4)組織体制等

٠.	1 \ \text{det (LL 1) 1 \ \text{-12}			
	評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評
	効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しるか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られてい (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地	る。 ()	0	
	経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
	経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	、妥当である。	0	

委員会評価
_
0

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	Δ	Δ	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	Δ	Δ	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→©:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

委員会評価	
Δ	

公益社団法人あおもり農林業支援センター

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計	一面
---------------	----

	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
平成24年度に掲げた経営 (評価→◎: 目標どおり(目: △: 目標を達成していない。	標以上)(0	0	
実績との比較を踏まえた中 (評価→◎:計画どおりであ					いて 計画と乖離が生じている。)	0	0	
)提言への対応状況						_		
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
青森県公社等点検評価委 (評価→◎:十分に対応していない項目が多い。)					が多い。△:十分に対応し	0	0	
)事業内容等								
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
	`。) や規	莫は、費用	用対効果	、社会的	おり、実施している事業の]要請からみて適切である。 が多い。)	0	0	
平成24年度の主な事業に (評価→◎:目標どおり(目 達成していない。(達成して	標以上)(こ達成した	た。○:概		どおり達成した。△:目標を	0	0	
)組織体制等						_ <u>l</u>		
\ \damage \ \damage \damage \ \damage \ \damage \ \damage \damage \damage \damage \damage \damage \damage \damage \da	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
効率的な業務運営、内部総 か、県派遣職員の順次引持 (評価→:◎十分に対応して	易げを行う	うなど、自	立的な業	誘運営		0	0	
経営状況及び業務量から (評価→◎:妥当である。○						0	0	
経営状況及び業務内容を (評価→◎:妥当である。 ○					*員の給与は、妥当である。 が多い。)	0	0	
財務						1		
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
収入の確保、経費の削減 が (評価→◎:良好である。○	が図られ つ):概ね良	ており、損 好である。	! 益の状況 。△:改善	記は良好 を要す	である。 る。)	0	0	
資産の償却、各種引当なと (評価→◎: 2期連続して増 る。)					(本)は増加傾向である。 る。△:前期より減少してい	_	_	
帯留債権(3ヶ月以上延滞 (評価→◎:発生していない						0	0	
 白立経堂に向けて 運営費	やし、仕事	事に対する	る補助金	、無利子	-借入金及び施設使用料の			

青森県土地開発公社

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

•	17胜各连心、中朔胜各								
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	平成24年度に掲げた経営者 (評価→◎:目標どおり(目標 △:目標を達成していない。)					どおり達成している。	0	0	
	実績との比較を踏まえた中期 (評価→◎:計画どおりである						0	0	
(2	2)提言への対応状況								
•	7,000	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応していていない項目が多い。)					多い。△:十分に対応し	0	0	0
(;	3)事業内容等								
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	経営環境の変化に対応する。 内容(事業実施手法を含む。 (評価→◎:適切である。○:)や規模	は、費用	対効果	、社会的要	請からみて適切である。	0	0	
	平成24年度の主な事業に係 (評価→◎:目標どおり(目標 達成していない。(達成して)	以上)に	達成した	_。○:概		らり達成した。△:目標を	0	0	
(4	 1)組織体制等								
`	1 \ \ \dardel	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	効率的な業務運営、内部統制 か、県派遣職員の順次引揚! (評価→:◎十分に対応してい	げを行う	など、自	立的な業	美務運営が[図られている。	0	0	
	経営状況及び業務量から勘: (評価→⑥:妥当である。○:						0	0	0

〇 財務

#1 175			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	Δ	Δ	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	Δ	Δ	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→⑥:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	Δ	Δ	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)

0

公益財団法人青森県建設技術センター

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

· · / 42	m 100 / 1 / 11/12								
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
(評句	24年度に掲げた経営 i→◎: 目標どおり(目 標を達成していない	標以上)				て 目標どおり達成している。	0	0	
	との比較を踏まえた 「 i→◎: 計画どおりでは					いて 計画と乖離が生じている。)	0	0	
(2)提	言への対応状況	7							

	評	価	項	目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応していない項目が多い。)				!に ついて ごいる項目が多い。△:十分に対応し	0	0	0

(3)事業内容等

<u> </u>			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。(評価→②:適切である。○:概ね適切である△:改善する余地が多い。)	0	0	0
平成24年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成した。○:概ね目標どおり達成した。△:目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))	0	0)

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0	
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0	

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	0	0	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→◎:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0	0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

青森県道路公社

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成24年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価→◎:目標どおり(目標以上)に達成している。○:概ね目標どおり達成している。 △:目標を達成していない。)	0	0	0
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価→②:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)	0	0	9

(2)提言への対応状況

_	- / 1/ / 1/- 5 ///-						
		評	価	項	目	公社等評価	所管課評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応して ていない項目が多い。)				!に ついて 〔いる項目が多い。△:十分に対応し	0	0

委員会評価 0

(3)事業内容等

S 2 3 5 4 1 5 1 4		
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。(評価→②:適切である。○:概ね適切である△:改善する余地が多い。)	0	0
平成24年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成した。○:概ね目標どおり達成した。△:目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))	0	0

委員会評価 0

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0

委員会評価 0

〇 財務

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	0	0
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→◎:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0

委員会評価

0

公益財団法人青森県フェリー埠頭公社

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

* <u> </u>			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成24年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価→◎:目標どおり(目標以上)に達成している。○: 概ね目標どおり達成している。 △:目標を達成していない。)	0	0	0
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価→②:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)	0	0)

(2)提言への対応状況

٠.	-/ JAC [2]								
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応して ていない項目が多い。)					ぶ多い。△:十分に対応し	0	0	0

(3)事業内容等

- / 1· / / 1 · 1			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価→◎:適切である。○:概ね適切である△:改善する余地が多い。)	0	0	0
平成24年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成した。○:概ね目標どおり達成した。△:目標を 達成していない。(達成していない項目が多い。))	0	0	0

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0	
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎: 妥当である。○: 概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0	

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→②:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	0	0	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→©:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0	0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

公益社団法人青森県観光連盟

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成24年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価→◎:目標どおり(目標以上)に達成している。○:概ね目標どおり達成している。 △:目標を達成していない。)	0	0	0
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価→◎:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)	0	0)

(2)提言への対応状況

١.	<u> </u>								_	
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価		委員会評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応して ていない項目が多い。)					が多い。△:十分に対応	©	0		0

(3)事業内容等

-/ T/N			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価→◎:適切である。○:概ね適切である△:改善する余地が多い。)	0	0	
平成24年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成した。○: 概ね目標どおり達成した。△:目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))	0	0	

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0	
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0	

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	Δ	Δ	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→©:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0	0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

`	17性日本心(下列性日							
		評	価	項	目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
	平成24年度に掲げた経営者(評価→◎:目標どおり(目標以 △:目標を達成していない。)					0	0	0
	実績との比較を踏まえた中期 (評価→◎:計画どおりである。					0	0	

(2)提言への対応状況

•									
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応していない項目が多い。)					が多い。△:十分に対応し	0	0	0

(3)事業内容等

<u> </u>			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。(評価→◎:適切である。○: 概ね適切である△: 改善する余地が多い。)	0	0	©
平成24年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価→◎:目標どおり(目標以上)に達成した。○:概ね目標どおり達成した。△:目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))	0	0	0

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0	
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0	

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→②:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	0	0	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→©:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	_		0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

一般社団法人青森県畜産協会

〇 マネジメント

(

	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
平成24年度に掲げた経営 評価→◎: 目標どおり(目 ∆: 目標を達成していない	標以上)(票どおり達成している。	0	0	
実績との比較を踏まえたけ 評価→◎:計画どおりでも						0	0	
)提言への対応状況	5							
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
青森県公社等点検評価委 評価→◎:十分に対応していない項目が多い。)					ぶ多い。△:十分に対応し	0	0	
)事業内容等								
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
経営環境の変化に対応す 内容(事業実施手法を含む 評価→◎:適切である。○	ン。) や規模	莫は、費月	用対効果、	社会的要	請からみて適切である。	0	0	
平成24年度の主な事業に 「評価→◎: 目標どおり(目 達成していない。 (達成して	標以上)(こ達成した	と。○:概		おり達成した。△:目標を	0	0	
)組織体制等								
/ 1-10011 -10 -1	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
効 <mark>率的な業務運営、内部</mark> か、県派遣職員の順次引 評価→:◎十分に対応し	場げを行う	うなど、自	立的な業	務運営が	図られている。	0	0	
経営状況及び業務量から 評価→◎:妥当である。						0	0	C
経営状況及び業務内容を 評価→◎:妥当である。(0	0	
財務								
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
以入の確保、経費の削減 評価→◎:良好である。○						Δ	Δ	
資産の償却、各種引当なる 評価→◎:2期連続して増 る。)						0	0	
帯留債権(3ヶ月以上延滞 「評価→◎:発生していない						0	0	

公益社団法人青森県栽培漁業振興協会

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成24年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成している。〇:概ね目標どおり達成している。 △:目標を達成していない。)	0	0	0
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価→◎:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)	0	0	0

(2)提言への対応状況

-									
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応していない項目が多い。)					が多い。△:十分に対応し	0	0	0

(3)事業内容等

<u> </u>			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。(評価→②:適切である。○:概ね適切である△:改善する余地が多い。)	0	0	0
平成24年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成した。○:概ね目標どおり達成した。△:目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))	0	0)

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0	
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0	

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	0	0	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→©:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0	0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

株式会社建築住宅センター

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成24年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価→◎:目標どおり(目標以上)に達成している。○:概ね目標どおり達成している。 △:目標を達成していない。)	0	0	0
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価→◎:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)	0	0)

(2)提言への対応状況

-/ JAC [2]								
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応して ていない項目が多い。)					∆:十分に対応し	0	0	0

(3)事業内容等

-/ T/N/ / H //			
評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価→◎:適切である。○:概ね適切である△:改善する余地が多い。)	0	0	
平成24年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価→②:目標どおり(目標以上)に達成した。○:概ね目標どおり達成した。△:目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))	0	0	0

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0	
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0	

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	0	0	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→◎:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0	0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

むつ小川原石油備蓄株式会社

〇 マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成24年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価→◎:目標どおり(目標以上)に達成している。○:概ね目標どおり達成している。 △:目標を達成していない。)	0	0	0
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価→◎:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)	0	0)

(2)提言への対応状況

١.									
		評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会評価
	青森県公社等点検評価委員 (評価→◎:十分に対応して ていない項目が多い。)					分に対応し	0	0	0

(3)事業内容等

<u> </u>								_	
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価		委員会評価
経営環境の変化に対応する 内容(事業実施手法を含む。 (評価→②:適切である。○:) や規模	は、費月	対効果	、社会的	要請からみて適切である。	0	0		0
平成24年度の主な事業に (評価→◎:目標どおり(目標 達成していない。(達成して)	悪以上)に	達成した	ニ。○:櫻		ごおり達成した。△:目標を	0	0		

(4)組織体制等

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価→:◎十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)	0	0	
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足を生じている。)	0	0	0
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価→◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)	0	0	

評 価 項 目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価→◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)	0	0	
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価→◎:2期連続して増加している。○前期より増加している。△:前期より減少している。)	0	0	
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価→◎:発生していない。または、前期より減少している。△前期より増加している。)	0	0	0
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価→◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)	0	0	

公益財団法人青森県暴力追放県民センター

〇 マネジメント

(1)経営理:	え、中期	経営	'計	画
---------	------	----	----	---

	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
平成24年度に掲げた経営 (評価→◎:目標どおり(目 △:目標を達成していない。	標以上)(どおり達成している。	0	0	
実績との比較を踏まえた中 (評価→◎:計画どおりであ						0	0	
)提言への対応状況	5					_		
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
青森県公社等点検評価委 (評価→◎:十分に対応していない項目が多い。)					多い。△:十分に対応し	0	0	
)事業内容等								
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
経営環境の変化に対応す。 内容(事業実施手法を含む (評価→◎:適切である。○	〉。)や規	莫は、費月	財効果.	社会的要	請からみて適切である。	0	0	(
平成24年度の主な事業に (評価→◎:目標どおり(目 達成していない。(達成して	標以上)(こ達成した	上。○:概		の達成した。△:目標を	0	0	
)組織体制等								
\ \damadada \ \L. \land \damada \ \L. \land \damada \ \damada \damada \ \damada \damada \ \damada \ \damada \ \damada \ \damada \ \damada \ \dama	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
効率的な業務運営、内部約 か、県派遣職員の順次引 (評価→: ◎十分に対応し	易げを行う	うなど、自	立的な業	務運営が	図られている。	0	0	
経営状況及び業務量から (評価→◎:妥当である。○						0	0	
経営状況及び業務内容を (評価→◎:妥当である。 ○						0	0	
財務						1		
	評	価	項	目		公社等評価	所管課評価	委員会
収入の確保、経費の削減 が (評価→◎:良好である。○						0	0	
	「を適切に					0	0	
(評価→◎:2期連続して増		る。〇前月	切より増力	ro (
資産の償却、各種引当など (評価→◎:2期連続して増 る。) 帯 留債権(3ヶ月以上延滞 (評価→◎:発生していない	かしている(責権)は発	生•増加	していない		_	_	

第3章 あとがき

これまで、青森県の公社等の経営状況に関する第三者機関による評価は、平成8年度の「青森県公社等経営対策委員会」に始まり、平成9年度から平成13年度までの「青森県公社等経営委員会」、平成14年度から平成16年度までの「青森県公社等経営評価委員会」を経て、平成17年度から現在の「青森県公社等点検評価委員会」が引き継ぎ、平成22年度から新たな計画(期間:平成22年度~平成25年度)のもとで実施してきたところである。

本年度は計画期間の最終年度であり、対象となる全ての法人についての点検評価を終えることから、当委員会として、この間の活動を振り返り、感想や今後への要望などについて以下に記述する。

当委員会では、公社等を取り巻く社会経済情勢の変化等に的確に対応し、公社等の設立目的が効果的かつ効率的に達成されるよう、公社等の自立性を高め、経営の健全化を推進するとともに、平成20年度に策定された青森県行財政改革大綱に基づく公社等の統廃合や経営改革を推進するため、公社等の経営状況や業務執行状況、これまでに明らかとなった課題への対応状況等について点検評価を行い、公社等及び県に対し、様々な提言を行ってきたところである。

当委員会の提言を踏まえた公社等及び所管部局の対応として、公社等の統廃合については、社団 法人青森県水産振興会や社団法人青い森農林振興公社の解散をはじめ、社団法人青森県畜産物価格 安定基金協会と社団法人青森県畜産協会の統合等の結果、公社等は、平成17年度の29法人から 現在の22法人に減少しており、公社等及び所管部局の積極的な取組により統廃合が進展している ものと評価できる。

経営改革については、経費削減等による経営合理化や自主財源の確保等の経営基盤の強化について、また、理事長の常勤化とトップマネジメントの強化、人材の育成と技術の継承、内部統制の充実・強化、県派遣職員の引き揚げ等の組織体制の見直しについて、様々な提言を行ってきたところであるが、公社等においては、人件費の見直し等も含めた収支改善や事務の効率化、組織体制の強化等に向けた取組が着実に推進されてきたものと認識している。

なお、新公益法人制度に基づき公益法人となった公社等にあっては、収益の確保と公益性とのバランスに配慮した法人運営が求められていることに留意する必要がある。

このように、全体的には、公社等において当委員会の提言を真摯に受け止め、改善に向けた様々な取組が実施されているところであり、引き続き、これまでの点検評価を通じて把握・指摘されてきた各公社等固有の経営課題について、公社等自身の自主的・自律的な取組を基本に、積極的に解決を図っていくことを期待するものである。

しかしながら、中には、多額に上る長期債務や経営環境の大きな変化など、県の財政負担が懸念

されるものも含め、中・長期的な対応が求められる課題や、公社等における自助努力だけでは解決 が困難な課題が依然として残ることも事実である。

こうした課題を解決するためには、所管部局においても、公社等の自立性の向上と経営健全化を 前提としつつ、認識の共有を図りながら、適切な役割分担のもとに、経営改革に取り組んでいくこ とが重要となる。

いずれにしても、公社等の経営改革にゴールはなく不断の取組が求められるものであり、公社等は、独立した法人格を有する団体であることを踏まえ、経営状況や経営課題等について現状に甘んじることなく常に厳しい姿勢で自己点検等を行うことが必要である。

また、こうした公社等の自己点検を検証し、公社等の経営の健全化を推進するため、引き続き第三者機関による点検評価が行われることを望むものである。

最後に、これまで公社等及び所管部局が、当委員会の活動に真摯な対応をしていただいたことに対して、当委員会は心から感謝の意を表するものである。公社等による県民サービスの最適化が図られるよう、今後の公社等及び所管部局の経営改革に向けたさらなる取組を期待して、本報告書を終えることとする。

(参考)

これまでの点検評価結果一覧(平成22年度~平成24年度)

	法人名				
	項目内容				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
公五	を財団法人21あおもり産業総合支援センタ	_	T		
	1 理事長常勤化とトップマネジメントの強化	1 理事長常勤化とトップマネジメントの強化	1 理事長常勤化とトップマネジメントの強化		
	2 県派遣職員のプロパー職員への置換の推進	2 県派遣職員のプロパー職員への置換の推進	2 未収債権の発生防止等		
	3 未収債権の発生防止等及び適正な貸倒引当 金の計上	3 未収債権の発生防止等	3 オーダーメイド型貸工場事業に関する県民 への情報提供等		
		4 オーダーメイド型貸工場事業に関する県民 への情報提供等	4 県と連携した事業の重点化		
公益	盆社団法人あおもり農林業支援センター				
	_	_	1 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止・解消		
青君	ş県土地開発公社 				
	1 受託業務量の確保	1 受託業務量の確保	1 受託業務量の確保及び経費削減の継続		
	2 青森中核工業団地造成事業の取扱の明確化	2 青森中核工業団地造成事業の取扱い	2 青森中核工業団地造成事業の分譲促進及び		
公主	 上記		取扱の明確化		
	1 経営の独立民営化に対応した経営基盤強化	1 経営基盤の強化	1 新公益法人制度への適切な対応(公益性と		
	2 新公益法人制度改革への適切な対応	2 新公益法人制度への適切な対応	経営基盤強化のバランスの確保)		
		2 利公益佐八利及への適切な対応			
青和	≨県道路公社 ┌────────────────────────────────────		T		
	1 長期債務の確実な解消	1 長期債務の確実な解消	1 長期債務の確実な解消		
	2 道路の安全性及び利便性の維持・確保	2 道路の安全性及び利便性の維持・確保	2 道路の安全性及び利便性の維持・確保		
公立	を財団法人青森県フェリー埠頭公社 				
	1 フェリーの利用促進及び経営合理化の推進	1 フェリーの利用促進及び経営合理化の推進	1 新公益法人制度への適切な対応(公益性と 経営基盤強化のバランスの確保)		
	2 新公益法人制度改革への適切な対応	2 東日本大震災の影響と法人の対応	2 フェリーの利用促進		
		3 新公益法人制度への適切な対応			
公益	益社団法人青森県観光連盟				
	1 経営基盤の強化に向けた一層の努力	1 経営基盤の強化に向けた一層の努力	1 経営の安定に向けた経営基盤の強化		
	2 経営の自立化に向けた取組	2 経営の自立化に向けた取組			
公益	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				
	1 事業の選択と助成の集中の推進	1 事業採択に当たっての客観性・透明性確保	1 事業採択に当たっての客観性・透明性確保		
	2 助成事業の効果的・効率的実施及び実施体 制の見直し	2 フォローアップにおける他団体との連携	2 助成事業に対する効果的なフォローアップ		
公益	益財団法人青森学術文化振興財団				
	1 助成事業の効果的・効率的実施		1 助成事業の効果的・効率的実施		
	2 組織体制の見直し	_	2 基本財産の運用リスクの管理の徹底		
八月					
	_	_	1 経営基盤の確立に向けた経営のあり方の再 構築		
むつ	・)湾フェリー株式会社				
	_	1 経営健全化に向けた努力の継続	_		
青し	・ ・森鉄道株式会社				
			1 収支改善に向けた取組の強化		
	_	_	2 沿線自治体、地域住民及びJR東日本等と		
			の協力体制の整備		

これまでの点検評価結果一覧(平成22年度~平成24年度)

項目内容						
平成23年度	平成24年度					
公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター						
_	1 組合加入率向上のための取組と広報活動の充実					
等の経営合理化及び自主財源確保 : 内部統制の充実・強化	_					
_	1 助成事業の効果的・効率的実施 2 内部統制の充実・強化					
成及び収入の増加に向けた努力の 引リスク管理の徹底	_					
	•					
_	_					
年度までに点検評価なし)						
年度までに点検評価なし)						
_	_					
_	1 奨学金貸与事業に係る債権管理の強化					
公益財団法人青森県暴力追放県民センター						
)加入促進	_					
	平成23年度					

<解散した公社等>

	法人名						
	項目内容						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
社団	社団法人青い森農林振興公社 (※平成25年4月に分収造林事業を県に移管し解散)						
	1 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止・解消 2 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応 3 分収造林事業に係る県民負担縮小のための適切な対応	1 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止・解消 2 分収造林事業に係る県民負担縮小のための適切な対応	1 分収造林事業に係る県民負担縮小のための 適切な対応				
社団法人青森県水産振興会 (※平成25年3月に解散)							
	-	1 法人の存廃を含めたあり方	_				

平成25年度青森県公社等点検評価委員会委員名簿

〇:委員長

【学識経験者】

O 今 喜 典 青森公立大学 経営経済学部 教授

【企業経営者】

永 澤 弘 夫 株式会社永澤興業 代表取締役会長

倉 田 和 恵 有限会社ブレス 代表取締役

【会計専門家】

三 上 広 美 三上公認会計士・税理士事務所 副所長・税理士

(参考)

青森県公社等点検評価委員会による点検評価対象公社等及び評価実施年度

A 県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人

No	公社等の名称	22年度	23年度	24年度	25年度
1	公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター	0	0	0	\circ
2	社団法人青い森農林振興公社 ※	0	0	0	(解散)
3	公益社団法人あおもり農林業支援センター	_	_	\circ	\circ
4	青森県土地開発公社	0	\circ	\circ	\circ
5	公益財団法人青森県建設技術センター	0	0	0	\circ
6	青森県道路公社	0	\circ	\circ	\circ
7	公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	\circ	\circ	\circ	\circ
8	公益社団法人青森県観光連盟	0	0	0	\circ
9	公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	0	\circ	0	\circ

[※] 社団法人青い森農林振興公社は、平成25年4月に分収造林事業を県に移管し解散。(分収造林事業以外の事業については、平成24年4月に公益社団法人あおもり農林業支援センターに移管済み)

B 県が25%以上出資等している法人(Aの法人を除く。)

No	公 社 等 の 名 称	22年度	23年度	24年度	25年度
1	公益財団法人青森学術文化振興財団	0		0	
2	八戸臨海鉄道株式会社			0	
3	むつ湾フェリー株式会社		0		
4	青い森鉄道株式会社			0	
5	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター	0		0	
6	一般社団法人青森県畜産協会		0		0
7	一般社団法人青森県水産振興会		0		(解散)
8	公益財団法人むつ小川原漁業操業安全協会	0		0	
9	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会		\circ		\circ
10	青森空港ビル株式会社	0			
11	株式会社建築住宅センター				0
12	むつ小川原石油備蓄株式会社				\circ
13	むつ小川原原燃興産株式会社	0			
14	公益財団法人青森県育英奨学会	0		0	
15	公益財団法人青森県暴力追放県民センター		0		\circ

[※] 社団法人青森県水産振興会は、平成25年3月に解散。

青森県総務部行政経営推進室行政改革等担当

青森市長島一丁目1番1号TEL017-734-9059FAX017-734-8032

公社等改革ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyosei/kousya.html